

第百十二回
参議院科学技術特別委員会會議録第六号

昭和六十三年五月十一日(水曜日)
午後二時開会

出席者は左のとおり。

委員長 飯田 忠雄君
理事 後藤 正夫君
出口 廣光君
高杉 勉忠君
伏見 康治君

委員 岡野 裕君
岡部 三郎君
木宮 和彦君
志村 哲良君
高平 公友君
長谷川 信君
林 寛子君
前島英三郎君
最上 進君
磯山 篤君
稲村 稔夫君
松前 達郎君
吉井 英勝君
小西 博行君

國務大臣 (國務大臣)
官房長 伊藤宗一郎君
科学技術庁長官 見学 信敬君
科学技術庁科学 官房長 吉村 晴光君
技術振興局長 松井 隆君
科学技術庁原子 力局長

科学技術庁原子 力安全局長 石塚 貢君
科学技術庁原子 力安全局次長 緒方謙二郎君
事務局側 第三特別調査室 長 高橋 利彰君
説明員 外務省国際連合 局原子力課長 中島 明君

本日の會議に付した案件
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に關する件

○委員長(飯田忠雄君) ただいまから科学技術特別委員会を開会いたします。
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。
○後藤正夫君 本日は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律案について質疑をさせていただきます。

ただ、その前に質疑に先立ちまして、先般、科学技術庁長官には今月一日から七日までアメリカに出張をされました。本日に御苦勞さまでございました。その出張の期間中に向こうの科学技術關係のいろいろなお会いになって向こうの科学技術の情勢あるいは日本の科学技術に対する評価であるとか、あるいは長官自身がいろいろ見たり聞いたりされてお感じになったこと等がございます。もしならば、この際に向っておきたいと思ひます。

のお願いをいたしたいと思ひます。
○國務大臣(伊藤宗一郎君) 後藤先生からお話しのとおり、私は一日から七日までアメリカに行つてまいりました。たくさんの方々にお目にかつてまいりましたけれども、いずれの方からも大変歓迎をしていただきましたし、また日本の科学技術に對しまして大きな期待を表明していただきました。

若干個々の方々との會談に触れますけれども、まずグラハム大統領科学顧問との會談におきましては、日米科学技術協力協定につきましても大筋がまとまりまして、今ワーディングの作業をしていくわけでございますけれども、この大筋とまったら日米科学技術協力協定につきましてもレーガン大統領も非常に重視をしております。また、本協定締結は非常に有意義であると考えている旨のレーガン大統領からのメッセージが私に伝えられております。そしてまた、この協定の締結によりまして日米科学技術協力關係の促進を一層図りたいとの希望が申し述べられました。

また、フレッチャーNASA長官からは、宇宙ステーション計画における日米協力の早期開始、早期に協力を始めたい、そういうことを強く望むという希望が表明されました。

ヘリントン・エネルギー省長官からは、新日米原子力協定の早期発効への期待及び日本の研究機関、核融合等の研究施設の米國研究者の積極的活動を期待する旨が申し述べられたところでございます。

度等につきまして多大の関心を示しております。全般として私としては、今回の訪米が日米間の相互理解を深めるとともに、日米間の科学技術協力をより一層推進する契機となつたものと認識をしております。

さらに科学技術分野における日米間の意見交換はいろいろの段階でやっておりますし、それぞれ重要でございますけれども、各層各界の會談も重要でございますけれども、特にトップレベルの會談が非常に有意義であるということを認識をいたしました。できるだけトップレベルの會談が今後続けられるように私自身も努力をいたしますし、期待をしたいと思います。米側の我が國に對する期待と評価が予想以上に高いということも改めて認識をいたしました。

科学技術分野における國際貢獻は、我が國科学技術政策の基本である科学技術政策大綱の三本柱の一つとしてうたてておるわけでございますけれども、この三本柱の一つでございます國際化といいますが、國際貢獻につきましても今後この訪米を機としてさらに決意を新たに努力をしたいと思います。このように考えております。

○後藤正夫君 どうも御苦勞さまでございました。それでは、本論に入つて質問をさせていただきます。

我が國が平和利用のための原子力の研究開発に着手いたしましたから既に三十年以上の歳月が経過いたしました。この間に私どもの生活の幅が広い分野におきまして原子力の開発利用の成果が著実に進展をしております。これは、我が國の原子力発電が既に総発電量の三割近い二八%弱を賄うに至つていふことからも明らかであると思ひます。原子力発電は安定した運

転実績と世界的にも高い評価を私も受けていると思っておりますが、その信頼性の高いということ、我が国の原子力は今や国民生活に欠くことのできないエネルギー源といたしましてその地位を確立しているというふうに考えられるのであります。

また、現在青森県の下北地区に具体的計画が進められております核燃料サイクルの確立に関する事業は、我が国のいわゆるエネルギーのセキュリティの確保、保障と申しますか、これを確保していきましますために極めて重要な事業であるというふうに考えられますので、その円滑な推進を図ることがぜひ必要であると存じます。

このような我が国の原子力開発と利用は、関係者の方々の努力によりまして着実に進展をしているのでありますけれども、今後のことを考えるに当たりまして、原子力の開発そのものの歴史、原子力の世界的な活動についてどのように世界各國がこれを評価してきているかということについてもう一度振り返ってみることも必要であらうかと思ひます。今後さらに環境の変化というものが大きくなるでありましようし、社会的ないろいろな変化に対応する努力も必要な時期が来るように思ひますときに、一層その感を深くいたすのでございます。

と申しますのも、本日当委員会の議題となつておりますこの核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案が目的としております核物質防護措置は、いわゆる核拡散の防止、原子力の安全な平和利用を図るという上におきまして大きな国際的な政治の流れの中でも重要な意味を持っているものと、そのように考えられるからでございます。

原子力をめぐる国際環境を考えますときに、核物質の防護、フィジカルプロテクション、Pと普通言っておりますが、以後PとPという言葉を使わしていただきたいと思ひますが、Pを正面から取り上げた本改正案の意義というものは極めて大きいものであるというように確信をいたします。

す。しかし、核物質の防護に関する問題は、単に一つの国の政策だけにとどまらない国際的に宿命的な問題であるというように思われまします。

今申し上げましたような認識のもとにまず政府にお伺いしたいのは、核物質防護に関する国際的な検討というものがどのように行われているかということでございます。それについてまずお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(石塚實君) お答え申し上げます。

近年、核拡散防止に関する国際的な検討の場におきましても、核物質の防護が非常に重要な課題の一つであるというふうに認識されてきております。こうした状況を受けまして国際原子力機関、IAEAが核物質防護のための指針を取りまとめ、加盟各國に対し勧告を行ったところでございます。初版の勧告は昭和五十年でございますが、昭和五十二年にはその改定版が勧告されたわけでございます。さらに国際輸送中の核物質に対しては、一定の防護措置が講じられるべきことを主眼とする核物質の防護に関する条約というものが昭和五十五年より署名のために開放され、昨年二月にこれが発効したところは御案内のとおりでございます。

また、核物質防護は核物質の供給のための基本要件として認識されており、そしてまた、いわゆるロンドン・ガイドラインと言われますもの、これは昭和五十三年に公表されておりますけれども、そういうものでございまして、あるいは日加、日豪、そういった二国間の原子力協定の中におきましてこのPとPというものが中心的な事項の一つとして認識されてきているわけでございます。

このように、核物質防護につきまして適切に対応していただくことは原子力先進国たる我が国の責務となっております。今回の法改正は、こうした状況を踏まえまして我が国として核物質の防護に関する条約への加入に当たりまして核物質防護に取り組み我が国の政策意図というものを内

外に明らかにし、我が国の原子力活動への国際的な信頼性の一層の向上に努めるということにしたものでございます。

○後藤正夫君 一口に核物質の防護措置、Pの措置といひましても、その実施に当たりましては、防護しなければならぬ核物質の置かれております状況であるとか、あるいは量であるとか、あるいは種類であるとか、さまざまな要素を取り扱っている事業者がみずからの問題としてこれを検討してその有効な実施を図るという体制を確立しなければならぬと思ひます。例えば輸送の際のPについて考えてみますと、陸上輸送の場合あるいは海上輸送の場合、さらに航空輸送といったような輸送手段、あるいは輸送の道順、経路等の状況を踏まえなければ十分な体制をとることにはできないわけでありまします。社会状況も核物質の防護の措置を検討するに当たりまして考慮すべき大きな要因であると思ひます。我が国のように銃砲等の所持が禁止されております地域もありますし、また動乱であるとかあるいは政治的ないろいろなトラブル、カスストロフイ等が起きておりますような地域におきましては、またその地域に相応した核物質の防護に関する取り組み方というものもおのずからあるというように、いろいろな場合によつて異なってくるというように思ひま

す。先般東海村の施設を視察いたしました際にも、Pの問題は、最先端技術を使うということばかりでなく、人間の頭脳の力によらなければならぬ部分がかかなり大きいということも私は痛感いたしましたのであります。我が国におけるPの措置、これもまた我が国の国情に即したものでなければならぬ。しかしそれは国際的な水準から見ましても満足はいくもの、それはリライアビリティ、信頼性の問題、あるいはライアビリティといひますか、安全性の問題、そういう問題からも国際的な水準から見ても満足はいくものでなければならぬ、そのように考えられます。

私どもは今日日本における核物質防護の法律を制定しようとしているわけでありまします、実際の状況についてまだいろいろと把握しなければならぬ問題があると思ひます。当委員会は去る九日の日に茨城県東海村の原子力施設の状況について私も参加してこれを見てその点を切実に感じたくわけでありましますけれども、現在、我が国における核物質の防護の対策ということにつきまして科技庁としてはどういうようにされているかということにつきまして簡単に御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(石塚實君) 我が国におきまします核物質防護につきましては、国際原子力機関、先ほど申し上げましたIAEAにおきまします核物質防護に関する検討など、こういった国際的な動向を踏まえまして、事業所等において講じられるべき核物質防護の要件というものが昭和五十六年に原子力委員会によつて決定されております。現在、この原子力委員会の決定を踏まえて関係行政機関が所要の施策を実施してきております。そして、その現状はおおむね私どもは国際水準に達しているというふうに考えている次第でございます。

○後藤正夫君 ただいまの御説明によりまします、我が国の核物質防護の措置というのは、昭和五十六年の原子力委員会の決定に基づいて実施されているものであり、国際的な水準にあるということ、実施面では何ら問題がないというふうに理解されたいと思ひます。

先ほどの核物質防護に関する国際的な検討についての御説明にもありました核物質の防護に関する条約、これにつきましては、私はこの分野における世界的なコンセンサスであると考えており、先刻本会議においてこの条約に我が国としてもこれに加入すべきものという意思決定を行ったところでありましますけれども、今回の改正法案の内容の一部はこの条約への加入のために必要な条項が盛り込まれております。しかし、これにつきましては外務委員会が審議が行われておりまして、この委員会での審議ではございませんで、この条約の

概要につきまして御説明をいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(石塚實君) この核物質の防護に関する条約は、国際輸送中の平和目的の核物質の防護につきまして規定しております。また、このほか、核物質に関する犯罪の処罰等について規定しているものでございます。

具体的には、条約は、国際輸送中の核物質がその条約の附属書に記載されておりますところの水準というものの適切な防護水準を満たすべきことを求めているほか、核物質により殺人等がございしますとあるいは傷害等の行為を、外国において行われた場合も含め、いわゆる国外犯も含め、それを各国の国内法によつて処罰すべきことが締約国に對し求められているものでございます。

○後藤正夫君 今の御説明を伺つておりますと、我が国は原子力のいわば先進国であると思ひます。思つておりますけれども、今後とも原子力の開発利用を着実に実施してまいりますためには、国際的な責務を果たすためにも、この核物質防護に関する条約に早急に加入するという判断をしたことは、これは正しかったことである、よかつたことである、そのように考えます。

そこで伺ひたいのは、核物質の防護に関する条約への各国の加入の状況は一体どのようなになっているか、また、我が国の加入がかなりおくれた、おかれていないという理由につきましても御説明を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(石塚實君) 本日の段階におきましてこの核物質防護に関する条約の締約国は、五月四日、つい最近でございますが、メキシコが加入をしたことによりまして現在二十三国というふうになっております。

そこで、我が国では、かねてより関係省庁間で本条約への加入のために必要な条約の解釈でございますとか、あるいは必要な国内法体制についてこれまで協議を行つてまいりました。この条約は昨年の二月に発効いたしましたけれども、このほど政府部内における所要の検討も終了したため、

我が国といたしましても同条約に早期に加入すべきの立場から今国会でこのための承認を求めることとし、あわせてこれに必要な措置を含めた規制法改正案を作成したものでございます。

特にそのおくれた理由といたしましては、先ほどちょっと触れましたとおり、国外犯の処罰規定といったものを我が国の国内法でどのように位置づけていくかということも一つの非常に大きな論点であつたわけでございしますけれども、幸いにいたしまして昨年の刑法改正によりまして、国際条約で求められておる国外犯の処罰規定につきましては、我が国の刑法で規定されておる刑罰についてはそれを罰することができるといふいわゆる刑法の第四條ノ二の規定が新たに設けられたことによりましてその解決が図られたということも一つの大きな環境の変化であつたわけでございします。

○後藤正夫君 現在核物質の防護に関する条約とは別に、新しい日米原子力協定、この承認の案件が衆議院に付託されているのでありますけれども、これらの二つの国際的な約束は、制度的には一方は多国間の条約であり、一方は日米の二国間の条約といふふうに承知しております。つまり直接関係のない別個のものであるといふように承知しておりますが、新日米原子力協定の第七條には協定の対象の核物質に関して核物質防護措置が求められていることと、さらには包括同意のもとにおけるプルトニウムの航空輸送に関するガイドラインの内容の多くが、この防護措置の一つのメルクマールといひますか、指針となつていふようなことから考えますと、両者がかなり混同されやすいような感じがいたすわけであります。

核物質の防護措置を法律上明確化する今回の法改正の一つの目的は、このP.P.に関する条約への我が国の加入に必要な措置を講ずることであると思ひますけれども、この二つの条約と今回のこの改正法との関係を頭の中で整理しておかないとどうもわかりにくいというように思ひますので、この点につきまして、今回の改正法と核物質の防護

に関する条約への加入との関係は一体どのようになつていふのか、また、今回の改正法と新日米原子力協定の批准との関係はどのようなことになるのか。さらに、これらの二つの国際的な約束の相互の関係等につきましてひとつわかりやすく御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(石塚實君) 今回の規制法改正法案とそれから核物質の防護に関する条約への加入との関係につきましては、今回の改正規定のうち、輸送中の核物質防護に関する責任の移転に関する確認の条項が規制法の五十九條の三にございします。が、そういった条項でございしますと、あるいは核物質を用いた犯罪の処罰規定、これは改正法案の七十六條の二でございします。が、こういった規定につきましては、これは我が国が核物質の防護に関する条約に加入するために必要不可欠な規定でございします。

また、今回の改正法と新日米原子力協定の批准との関係でございします。これは全く無関係といふふうに申し上げることができると思ひます。すなわち新日米原子力協定に規定されております核物質の防護条項は、実態的にその実施が担保されておればそれで十分なものでございまして、また、かつ米側は現状の我が国におけるP.P.措置で十分であるといふことについて了解をいたしておりますので、この新日米原子力協定の批准をするために今回の法律改正を行うものではないといふことを明確に申し上げることができると思ひます。

それからさらに、これら二つの国際約束の関係でございします。これも法制度的には無関係でございします。ただし、核物質の防護に関する条約の実施というものは、これは結果として新日米原子力協定の実施そのものに資するものであるといふように言うことができようかと思ひます。

○後藤正夫君 次に、原子力委員会の活動との関係について伺ひたいと思ひます。

我が国における原子力の研究開発及び利用に関する基本的な施策につきましては、昭和三十一年

以来原子力委員会が審議をされているわけでありまして、核物質防護という我が国の原子力政策の根幹にかかわる重要な課題につきまして、原子力委員会としてはどのようにこれに取り組みべきであるかという、その問題について伺ひたいと思ひます。

まず、原子力委員会は昭和五十六年三月に我が国における核物質防護のあり方について決定を行つていふというふうになっておりますが、その内容というものはどのような内容のものであるか。また、核物質防護に関する国際的な枠組みとも言える核物質防護に関する条約への我が国の加入について、原子力委員会としてはどのような判断とどのような認識をされているか、そういう問題について御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(石塚實君) 昭和五十六年の原子力委員会の決定は、核物質防護に関する国際的な検討の成果でございします。国際原子力機関、このガイドラインの内容を踏まえまして、我が国の国情に即した形で核物質防護といふもののあり方を具体的に示したものでございします。

さらに、この核物質の防護に関する条約に對する原子力委員会の対応でございします。同委員会の昭和五十六年の決定におきまして、この条約の批准に備えまして諸般の準備を進める必要があるといふように指摘されたところでございします。この条約が、御案内のとおり、昨年の二月に発効したといふことにかんがみまして、昨年の十二月には同条約に早期に加入すべきこと、それから加入するに必要な国内法の整備をすること、それから五十六年に原子力委員会が決定いたしました基準、そういったものを法令上明確に位置づけることといったような決定を昨年の十二月に原子力委員会は決定をしたところでございします。さらに、

ことしに入りまして、去る三月八日には今回の法改正案の内容につきまして、それは適当であるといふ御判断をいただいておりますのでございします。

○後藤正夫君 今日我が国におきましては、既に

原子力による発電量は全体の発電量の二八％に達しているという状況にあります。原子力は我が国におけるエネルギーの供給源としては既に定着していると言えるだろうと思えます。しかしながら、今後核燃料サイクル事業の本格化を迎えて核燃料の安定的な供給確保ということがますます重要になってくることを考えざるを得ませんが、我が国の国際的な立場ということを考えますときに、我が国の原子力活動について国際的な信頼を得ることが何よりも重要なことであり、十分なP.P.の措置を講ずることはその基本的な要件であることは当然のことです。

そういう意味から、今や原子力の開発利用を行うすべての国が守るべき共通の枠組みとして認識されつつありますP.P.に関する条約。核物質の防護に関する条約に我が国として一日も早く加入するとともに、我が国の国情に即した核物質防護の体制をさらに強化をするということが急がれているのは当然のことであつたと言えらると思えます。したがって、原子力委員会の決定は適切なものであり、政府はこの決定の内容を実現するために最大限の努力を払うということが我が国の原子力平和利用の基本であり、ひいては日本国民の負託にもこたえる道である、そのように考えられます。

本日提案されております原子炉等規制法の一部改正案は、我が国といたしましてこのようなP.P.という国際的な課題にいかに取り組むかということにつきましても政府の考え方を具体的に示しているものというように理解をいたすものであります。今回の改正に当たって基本的な考え方は一体どういふものであつたか、また法案の内容につきましても、配付された資料あるいは趣旨説明でも承つてはおりますけれども、この点につきまして改めてここで御説明をいただきたいと思えます。

○政府委員(石塚貴君) 今回の法改正は、我が国といたしまして、核物質の防護に関する条約への加入に際して、核物質防護に取り組み我が国の政策意図といったものを内外に明らかにするとともに、

に、核物質防護体制についてさらに万全を期することによって、我が国の原子力活動への国際的な信頼性の一層の向上及び原子力先進国としての国際的な責務の履行に努めることとしたものでございます。それから、法案の内容でございますが、三点あるうかと思えます。

まず第一点は、原子力施設における核物質の防護に関する規定の整備でございます。その内容といたしましては、原子力事業者に対し、核物質の防護のための区域の設定を初めとする核物質の防護のために必要な措置の基準の明確化を行い、また核物質防護規定の認可あるいは核物質防護管理者の選任といったものを義務づけることとしたものでございます。

第二点は、輸送時の核物質防護に関する規定の整備でございます。内容といたしましては、核物質の輸送に関する防護措置の義務づけを行うとともに、輸送の全行程における核物質の防護に関する責任体制の明確化を行うことといたしております。

それから第三点は、核物質の防護に関する条約が求めております核物質を用いた犯罪に関する所要の罰則の整備でございます。内容といたしましては、核物質の防護に関する条約は、その締約国に對しまして故意に行う核物質の不法な入手あるいは不法な利用に関する犯罪の処罰を義務づけておりまして、このうち、現行の我が国の刑法では十分に対応ができないものにつきまして所要の罰則の整備をすることとしたものでございまして、

○後藤正夫君 ただいまの御説明によりまして、核物質を用いた犯罪の処罰に關して所要の罰則の整備を行うということがこの法案の内容の一つであるということでありまして、核物質を利用する犯罪は、現実にそれが行われた場合には、単に個人の生命、身体、財産等の法益の侵害があるばかりでなく、核物質の有する危険性というものがあつて、ゆえにその影響が波及する範囲というものは極

めて広く、また大きな社会不安を引き起こす可能性があるという点でこれは大きな問題であると思ひます。したがって、こういう問題につきましても、厳重な罰則をも設けるのは当然のことであると思ひます。また、そのような犯罪を厳しく取り締まること我が国において原子力の平和利用を著実に今後進めていくという上からも極めて重要であると思ひます。

そこで、今回の法改正の中におきまして、特に罰則に關しての考え方及びその内容はどのようなものであるか。また、これ以外の条約で定める核物質に關連する犯罪の処罰はどういう方法で行うのかという点について御説明願ひます。

○政府委員(石塚貴君) 罰則の整備でございますが、これは条約加入のために必要かつ十分な範囲内で行うということで対処いたしてございまして、それで今回の立法は、条約が定める犯罪行為のうち、したがひまして現行法では十分に対応できない核物質を用いた危険犯等を処罰する規定を設けたものでございまして、

すなわち、今回の改正法案で定めようとしております罰則規定は二つございまして、一つは、その危険犯に対する準備でございます。これは核物質等を不法に使用いたしました、みだりに使用すること、あるいは核分裂を起させたりあるいは放射線を発生させるといふこと、そのことによつて危険な状態をつくること、この三つの要件、それぞの要件についてそれを故意に行うというやうな犯罪につきまして、これを危険犯として、故意犯として罰するというのが趣旨でございます。我が国の刑法ではそのような規定がないということ

で新たに設けたものでございまして、それからもう一つは、脅迫罪、それから要求罪と言われるものでございまして、これは核物質を用いて人を危険な状態に陥れるというやうな、そういうことを脅迫の材料にして相手方を脅迫する。その際に、実際に被害を受ける人と脅迫される人が同一人物でなくても、第三者の關係であつても

罰しなくてはならないというものが条約の要求でございます。日本の刑法ではそこまでは読み切れないというふうに解釈されておりました、その辺の手当てを行ったものでございまして、

また、そういった核物質を盗取するということや脅迫をして相手に何かを強要する、そういった類型、そういった形の犯罪につきましても、我が国の現在の刑法では第三者脅迫という点においてカバーされていないという考え方がございまして、その点を今回の法律改正でカバーしようというところにいたしたものでございまして、

なお、それ以外の条約が処罰を求めております核物質の窃取あるいは強盗あるいは殺人、傷害、そういったものにつきましては、日本の現行刑法でカバーされているということになっておるわけでございます。

○後藤正夫君 先ほどの御説明によりまして、今般我が国が加入しようとしておりますP.P.の条約、これは国際間で行われる核物質の輸送について所要の防護措置を講ずることを定めているものであるというのでありますけれども、我が国の原子力活動を世界の範たらしめるためには、単に条約で求められている措置を講ずることばかりでなく、もっと積極的な姿勢で国内の原子力施設における防護についても万全を期す、その旨を内外に明らかにしておくことも極めて重要なことであると思ひます。

そこで、核物質の防護上あるいは輸送中の防護とともに重要な原子力施設における防護につきましても、今回の改正法案の内容に入つていふように思ひますので、その内容につきまして御説明いたしたいと思います。

○政府委員(石塚貴君) 核物質の防護に関する条約は、御案内のとおり、国際輸送中の核物質を規制の対象といたしておりますが、今回の法改正は、国際輸送にかかわるもののみならず、昭和五十五年、原子力委員会核物質防護専門部会が国際原子力機関がつくりましたガイドラインの内容を踏まえて策定した核物質の使用にあるいは貯蔵中と

いった、そういう施設の防護及び輸送中の防護に係る要件を両方含めまして法律上明確に位置づけるということにしておるものでございます。

○後藤正夫君 我が国の原子力開発利用の現状を見ますと、最も重要な柱の一つである安全の確保という面におきまして、我が国は今や世界の範たり得る高い信頼性、リライアビリティ、これが確保されているということをお高く評価したいと思ひます。また、核物質の防護に関しましては、我が国においては事業者の自主的な努力によりまして既に国際的な水準を満たし得る措置が講じられてゐるということは、私自身が諸外国の原子力に関するいろいろな施設を見ましても感じているところでありまして、現に我が国におきましては、これまで核物質の防護が問題となるような事件が発生した例はないというふうに承知いたしております。

このような現状を見ますときに、核物質の防護という国際的にも極めて重要な課題につきましまして、我が国としても国際社会の一員としての責任を十分に果たしつつ真剣にこれと取り組んでいくという意図を内外に明らかにすることが重要であるとは、いふものの、しかし一方におきましては、今回の改正法が、事業者がこれまで実施してきた実態上の措置を大幅に変更して過度の規制強化をする、過度の規制の強化になるというようなことがあつてはならない、その点について若干懸念を持つものでありますけれども、その点はどうであるか、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(石塚貫吉) 繰り返し申し上げるようでございますが、我が国の核物質防護は、昭和五十六年の原子力委員会決定の内容を踏まえまして、既存の関係法令の実施運用、行政指導といったものによりまして実施されておる、現在それはおおむね国際水準に到達しているというふうに私も考えておる次第でございます。しかしながら、今回の改正は、今後とも我が国における核物質の取扱量の増大が予想されること、それから核物質防護に取り組み我が国の政策意図といったもの

を内外に明確にすること等の理由により、核物質の防護に関する条約に加入するための条件を整えることのみならず、核物質防護を十分明確に既に実施されているものにつきまして法令上位置づけるといったことを目的といたしておるものでございます。したがって、御懸念のような現在各事業者が実施している核物質防護措置につきましましてさらに何か大幅につけ加えるといったような、そういった実質的な変更を求めるといふものではございません。

○後藤正夫君 我が国のエネルギーの自給率、エネルギー資源の自給率、自給率は極めて低い。例えば水力だけで見ますと一五%以下であるというふうなことを考えますときに、その他のエネルギーはすべて海外からの輸入に依存しなければならぬという現状にあると思ひます。したがって、さきにも懸念いたしましたように、問題を指摘いたしましたように、いろいろな国際的なトラブルあるいはカストロフィーといったようなことが世界のどこでどういふときに起きぬとも限らないというふうな状況にありましますときに、我が国のエネルギーの自給率を高めるといふことは極めて重要なことであると思ひます。そういう問題が世界のどこかで起きましたときには、たちまちそれが日本に対するエネルギー資源の輸入、液化天然ガスあるいは石炭、石油等の輸入にも響いてくるということを考えますときに、核エネルギーの確保ということは非常に重要な問題であり、したがって核燃料サイクルというものを確立するといふことが、これは刻下の急務であるといふように考えられるわけでございます。そういう点から、今後の防護体制の確保といふことにつきましては、一層我が国としても努力をいたしていかなければならない問題であると思ひます。

私の質問の予定時間はまだ残っておりますけれども、質問したい事項は一通り終わりましたので、ここでひとつ長官にお伺ひしたいと思ひます。

今申し上げましたように、我が国の原子力発電

等に依存するエネルギーというものの比率は今後非常に重要な位置を占めてくるように考えられます。したがって、核燃料サイクルの確立を急ぐことにつきまして一層政府としても御努力をいただきますと同時に、その安全対策、この法律をもつて行おうとしている防護対策はもろんであります。したが、さらに大きく変化する国際的な環境の中、また社会環境の中で、我が国のエネルギーを確保いたしますために政府としての一層の御努力をお願いしたいと思いますので、その点につきまして長官のお考えを伺ひまして、時間はまだ残っておりますけれども、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 先生御指摘のとおり、核物質の防護につきましては、さらに適切に対応してまいりますことは我が国の原子力の円滑な開発利用を進める上で極めて重要であります。また、これも先生御指摘でございますけれども、原子力先進国でございます我が国の国際的な責務でもございまして、したがって政府としては、関係法令に基づきまして、十分な核物質防護対策が講じられましますよう所要の規制を慎重にかつ万全に行つてまいる所存でございます。

○後藤正夫君 終わります。

○稲村稔夫君 私、今回の原子炉等規制法の一部改正案、これと密接に関係を持つております、今いろいろと御質問のありました核防条約の関係と、それから新日米原子力協定の問題を先にお伺ひしたいというふうに思ひます。

最初に、核物質防護条約についてでありますけれども、先ほど本会議でこれはもう採決になったわけでありまして、この論議の経過は私も外務委員会でもされたものをよく存じておりますので、内容について若干お伺ひをしたいというふうに思ひます。

まず第一は、この核物質の防護に関する条約と

○説明員(中島明君) 核物質防護条約につきましては、昭和五十二年、一九七七年から約二年間を

かけまして条約作成のための政府間会議が行われたわけでございますが、そこでは、平和目的のために使用される核物質であるかあるいは軍事目的のためのものであるかにかかわらず防護措置が必要であるということについては、各国とも共通の認識がございました。ただ、軍事目的の核物質をこの条約の対象とするか否かということにつきましては、これをすべしとする国、これはアルゼンチン、フィリピン等の非核兵器国でございまして、

が、こうしたすべしとする国と、これに強く反対する国、反対する国は米国等の核兵器国でございまして、これが対立をいたしました。その際、核兵器国の側からは、軍事目的の核物質につきましましては、はるかに厳重な防護措置がとられており、あえてこの条約の対象とするまでもない、という立場を表明したわけでございまして、

その結果、次のような妥協が成立したわけでございまして、すなわち、この条約の対象をまず平和目的の核物質に限る、これが第一点でございまして、それから、それと同時に、軍事的目的の核物質につきましましては、その効果的な防護の重要性というものを前文において言及する、そのような妥協が成立いたしました。結果として現在の協定、条約ができ上がったというところでございまして、

○稲村稔夫君 そういたしますと、ちょっと疑問になつてまいりましたのは、まず第一に、例えばフィリピン等の非核兵器国です、非核兵器国が軍事的目的のものも対象にすべきである、こういう主張をされたといふことを伺ひました。核兵器国がこれを外すべきだといふことを言われたといふのもわかった。そうすると、非核兵器国である我が国は、どういふ立場をとられたのかということ

が一つ疑問になります。

それからもう一つは、この条約でいいますと、いろいろと締約国間ではつきりしなければならぬ問題というのが出てまいります。いろいろとありますけれども、例で言いますと、例えば附属書

Iの2で、「国際輸送中の核物質の防護の水準には、次のことを含む。」と言いが、第二群とか第三群の物質、荷送り人とか荷受け人、運送人の間の事前の取り決めとか、それからそのそれぞれの国の管轄権、規制に服する自然人または法人の間の事前の合意とか、輸送に係る責任の移転をする日時とか場所とか手続とかというように、いろいろと書かれてあります。平和目的の場合にはこういうことが確認をされます。ところが、軍事目的で、そこまで含めて考えるかどうか、その辺の解釈もいろいろあるでしょうけれども、例えば核物質を利用した兵器というようにものを言ってみれば持ち込んでいか持ち込んでないかというところは、査察があるわけでもないし何でもない。保有国が核兵器を持つてないと言え、それまでのことになってしまふというのが、少なくとも我が国の今までの国会論議の中でもいろいろとこう言われて、私はそういう疑いを持っています。ということになります。ですから、とにかく核物質というものが、これは核ジャックということも非常に大事な問題でありますから、その必要性は私も認めているわけであり、それと同時に、その核物質というものが、それこそだれもわからないときに拉散をされるというようなこと、あるいは万が一そんなときに事故があつたりしても大変だと、いろんなことがあるんだということを考えてまいりますと、軍事目的を外したというのはどうもちよと納得がいかないところがある。

原子炉の事故で、チェルノブイリ原子力発電所の事故が起つたときには、少なくともあの後のいろいろ国際的な議論の反省の中で、通報であるとかそれから相互援助であるとかというように、これについては、軍事目的のものも含めてきちんとしていこうということになって、核については、軍事、非軍事を問わず、一定のきちんとした国際的なそういう取り決めというのがされていくということがやはり必要なんではないかと私は思うのでありますけれども、その考え方がどうであるのかと

いうことについて。

二点ですね、事前に相談をされたときに我が国はどういう態度であつたのか。それからもう一点は、今の軍事目的のものを外したのちよと納得がいけないか、その辺はこれでいいと思つておられるのかどうか、こういう二点です。

○説明員(中島明君) 私どもの基本的な考え方としては、輸送中の核物質につきましては、これは軍事目的のものであろうと平和目的のものであろうと非常に厳重に防護されなければならぬ、そのような必要性が非常に大きいということについての基本的な認識は持っております。しかしながら、実際問題としてこういう軍事目的のための核物質につきましては、それを防護するための共通の基準を設けるとか、あるいは国際協力を行うというようなことを考えてみますと、現実問題としてはなかなか難しい面があろうかというふうに考えております。

したがって、この採択会議の際においても、軍事目的のものも入れるべきだ、入れるべきでないというところで議論が対立したわけでございまして、最終的に先ほど申し上げたような一つの妥協、コンセンサスが成立したわけでございまして、それを受け入れた、それに同調したということでございます。

それから、今後の問題でございますが、この協定自身につきましては、先ほど申しましたように、平和目的のものというのだけに適用対象が限定されているわけでございますが、今後この軍事目的のための核物質についてはどうするかという問題につきましては、実施上いろいろ難しい問題もございますが、そこをいろいろ勉強させていきたいと思います、そういうふうにも含めていろいろ考えていきたい、そういうふうにも考えております。

○稲村稔夫君 もうちよとはつきりさせてください。念押しみたいで申しわけないけれども、妥協が成立したことはお話をわかりました。今の御説明の内容はわかりました。だけれども、そのと

きに妥協が成立するまで我が国はそれじやどういう立場の主張をされたんでしょうか。さっきの非核兵器国と核兵器国の大まかに言つて大きい二つの対立がある。その対立のうちの我が国は非核兵器国の立場で主張されたんでしょうか。

○説明員(中島明君) この妥協の成立につきましては、これは政府間会議の受け入れるところとなりまして、もちろん日本もそれと同じ立場をとつたわけでございまして、それに先立ちます議論の中で日本がどのような立場をとつたかということにつきましては、今手元に記録がございませんで、大要申し上げることができません。

ただ、先ほど申しましたように、基本的な認識といたしましては、もちろん軍事目的の核物質についても、これは厳重に防護される必要があるんだと、そういう認識は持つておりまして、そういう必要性というところについても強く意識していたわけでございまして、他方において、それでは現実にはこういうような国際条約という様な枠内での協力になじむかどうかということについては、やはりいろいろ問題があるという認識も他方において持つていたわけでございまして、そういった立場に即して政府間会議においては対処したんではなかつたかと思ひます。

○稲村稔夫君 今の議論はわからぬわけではありませんが、中距離弾道弾の査察問題一つにしまして、ああいう大問題になつてくるともう本当に難しいものがいっぱいあるわけで、長い間かかつてやつと到達をするという様なこともあるわけですから、特に軍事目的のものについての難しさというのはいくらもありません。しかし、今御答弁いただいたようにやつぱり大事な問題ですから、その辺は我が国としては今後追及をしていっていただかなければならない問題だというふうには思つております。その辺は要望という風にさせていただきます。

次に、やはりこの核物質の防護条約の中で第五条ですね、第五条の1、締約国は、核物質を防護

する責任並びに核物質が許可を受けることなく移動され、使用され若しくは変更された場合又はそのおそれが認められる場合に」と、こういう記述があります。これは2にもあります。2の中の(a)にもあります。あるいは第七條にも1の(a)のところ、「財産の実際的な損傷を引き起こし又は引き起こすおそれがあるもの」というようなふうにしておそれがある場合というのが規定をされております。これは一つは締約国というもののによつてそれぞれ認識の違いとかなんとかいろいろ出てくる問題ではないだろうかという気もいたします。

そこで第一は、おそれがあるというふうな認定をするのはどこが認定をするということになるのだろうか。IAEAまで持ち込んでいって、そこで認定をするということになるのか、締約国の——これで見れば締約国のような気がいたしますけれども、そうすると、締約国によつて判断の違い、国の法体系とか、何といひましようか、社会的ないろいろな要因とかという様なものの中でおそれがあるかないかという判断の仕方はいろいろあるんじゃないだろうかというふうなふうに思ふんであります。その辺は何か国際的なこれに対する基準のようなものがあるのかどうかといううなことも含めて御見解をお聞かせいただきたい。

○説明員(中島明君) まず第五条の方について御説明申し上げます。

御指摘のとおり、この一項以下には、核物質が不法に取得されるおそれが認められる場合というものが書かれておりますが、これが具体的にどのような状況を指すのかということについては国際的な基準といったようなものが特にあるわけではございません。また、この五条のような事態がこれまでに現実の問題になつたという様なことも承知しておりますので、なかなか具体的にどのような状況かということ想定することは難しいわけではございますが、核物質の輸出国、輸入国あるいは核物質が通過する国、そういう国が具体的に

な状況に照らしてそれぞれに判断するものではないかと思っております。

あえて想定するとすれば、例えば核物質の輸送が行われている最中に、その輸送に係る事業者に對して、これを不法に取るぞというような脅迫ないし予告が行われる、あるいはその輸送を襲うというような者の動きが関係当局の間で察知されるというような事態もあえて想像すれば想像できますが、そういった事態があれば、これはおそれがあるということが言えると思いますが、いずれにしても、先ほど申し上げましたように、特に国際的な基準というようなものがあるわけではございません。

それから次に、七条の一項の(a)で、これは核物質を用いた犯罪として処罰すべきものに関する規定でございますが、そこにも「おそれ」というのがございまして、この一項(a)に従って申し上げますと、その末尾にございまして「人の死亡若しくは重大な傷害又は財産の現実的な損傷」、こういったものが引き起こされはしないけれども、引き起こされる具体的な危険が生じている、そのような場合がここに言う「おそれがある」という事態であると考えております。

○稲村稔夫君 私は、率直な意見を言わせていただければ、この「おそれ」という表現というのが、これは英文でどういふふうになっているのか、私は英文を読んでもよくわかりませんからあれですけれども、日本語に訳してどういふふうになっている。かなり主観的なものが入る場合もあり得るわけでありまして、それだけにこれがどう国内法の中で取り扱われるようになっていくかというような問題等についてはやはり重大関心を持たざるを得ない、こういうことなっております。これは意見であります。

それから、さらにもう一点核防条約について伺っておきますと、附属書Iの1の(c)のところ、「第一群の核物質の貯蔵に当たっては、第二群について定められた防護区域であつて、更に、信頼

性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。」と、こういうふうに書かれております。

一つは、これは第二群以下については「更に、」以下の分のところ適用されないと、こういうことになるとはどうかというところが一つ。

それから、この「更に、」以下の中で、「信頼性の確認された者に出入が限られ、」云々と、こういうふうになつておりますが、「信頼性の確認」というのも、これもどこが信頼をするということがこの「信頼性の確認」ということのもことになるんだろうかというところが一つ。それから、これは国際条約ですから、国によってやはり判断の違いなどというものがいろいろあるのではないかと、そんなふうにも思います。そうすると、国ごとの整合性、全部合わせたの整合性ということも考えなきゃならぬ。そうすると、国際的な基準みたいなものがあるんだらうかなということ、この一点について。

○説明員(中島明君) まず第二点の方から先にお話し申し上げますと、この附属書Iの1の(c)にございまして「信頼性の確認」でございまして、この条約が核物質を不法に取得及び使用から守るというところを目的としておりますので、ここで言う「信頼性」というのは、そのような不法な行為をするおそれのない、そのようなことを指しているのだと思います。そして、この「信頼性の確認」の具体的な方法につきましては、やはり国によって異なることにならうかと思いますが、核物質防護に関する国際原子力機関の勧告がございまして、その勧告の中においては、防護区域に入る者には通行証もしくはパスを発給することが勧告されております。したがって、各国もおおむねこの勧告に沿った措置を実施しているのではないかと考えております。

それから第一点の、第一群の核物質の貯蔵に当たつて、第二群について定められた防護区域がどのような関係に立つかということでございますが、この附属書Iの1の(c)に書かれておりますこと

は、第一群の核物質についても、第二群について定められた防護区域というものが適用される。しかし、第一群については、さらにそれに加重して信頼性の確認された者にその出入りを限定するというような追加的な防護の措置を講じると、そのようなことが定められております。端的に申しますと、第一群の方が第二群に比べてより厳しい措置を講ずるということがここで定められていくわけでございます。

○稲村稔夫君 私もおととい皆さんと一緒に東海村の日本原子力研究所と、それから動燃の事業所を視察をさせていただきました。かなり厳しいチェック体制にあるということを実際に実感させていたまいりました。あそこでちょうど休みのおきにいろいろ食事をしているときなどに話が出ましたが、武装した者に襲つてこられたときはどうだろうとか何とかということも、もちろんそういう問題もこれからまた法案のところでも問題になるのかも知れませんが、ただ、私どもも通行するに当たつて必要なカードなどを携行させていたといったいう形になるわけでありまして、ただ、そこで信頼性というものは、では入り口でカードならカード、パスならパスというものを与えるということ自身、与えられるかどうかというところ自身信頼性ということにもなってくるでしょう。信頼性のない者には与えられないということになりまして、パスだとかそういうものは、そうすると、その最初の判断をするときにかなり国によつての違いなどということもあるんじゃないでしょうか。例えば私どもは国会の科学技術特別委員会の視察団でしたから、そういう意味では信頼性があつたのかも知れません。しかし、極端な物の言い方をさせていただきますと、例えば私が、一応国会には送つてもらつていくけれども、しかし、不法に何か考えているということがないという保証は全くありません、極端な言い方で恐縮ですけれども、だから、信頼性というものの確認というのは、そんなふうなまで言つていくと本当に面倒なところがあります。その国によつ

て、我が国の場合、今の我が国の社会体制の中、国民の全体の気持だとか、そういういろんなものの中で私たちは信頼性があるというふうな認定をされて、そこへ出入りをするためのカードもいただけた。国によつてその辺の判断というのは、最初に渡すときの判断というのが違ってくるということがあるんじゃないだろうか。そうすると、その辺のところはどういうふうな国際的には整合性を持たせていくのかわからないことがやっぱり気になるんです。

というのは、ちょっと長く自分だけしゃべつていて申しわけありませんけれども、例えば、信頼をするに足るという意味の幾つかのチェック項目をつくつていて、そして人間との間にチェックを全部して、これで信頼できるよというふうになっている、そういう場合も国によつてはあるということも聞いていますけれども、そうすると、信頼性というのは非常に問題があるんじゃないだろうかということになります。これは今私がこんなことを確かめておりますのは、これからのまた国内法の方の規制法の審議にも非常に関係があるからなんです。

そうすると、国際的にはそういう信頼性というためには何と何、どういふことをチェックしなきゃいふというふうなものは特別にないんですね。

○説明員(中島明君) 附属書において「信頼性の確認された者」ということが書かれておりますが、先ほども若干御説明いたしましたように、防護区域の中に入りまする者に信頼性の確認でございまして、防護区域の中に入つてその者が不法な行為をする、核物質の不法な取得ないし使用を企てるというふうなことがないよう、あらかじめ出入りに当たつて信頼性の確認をするということでございます。したがって、この「信頼性の確認」と申しますのは、今のような話にもございまして、核物質防護条約の趣旨に照らして考えていく必要があつたかと思つておりました、この条約の趣旨と申しますのは、核物質の不法な取得及び使用から守る、そういうことでござ

いますから、そういった守るということとを達成するために必要な限度において信頼性を確認すればいいということであろうかと思ひます。

それから、具体的な方法につきましてはいろいろなやり方があるのではないかと御指摘もございしました。私もいろいろとしまして、各国それぞれに細かい事情は存じてはおりませんけれども、今のようない信頼性の確認というやり方の趣旨に照らしまして、それぞれの国がそれぞれの具体的な方法を講じていけばそれはそれでよろしいのではないかと、このように考えております。

○稲村稔夫君 防衛条約は大体以上であります。そこで次に、原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定について伺いたいと思ひます。

第一は、この協定については、かなり長い間アメリカの議会の中でいろいろ反対議論があつたというふうに聞いております。これは新聞等でも伝えられております。これはどういう理由で反対であつたのか、それで、それが現在はどういうふうにして克服されて、克服といつたらあれですけれども、協定について大体どういう態勢になつてゐるのかというのをまずお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(松井陸君) 現在、私も国会に御審議をお願いしております新日米原子力協定でございますけれども、昨年の十一月の四日でございますが、日米双方で署名いたしました。それでアメリカの場合にはすぐそれを議院に提出、具体的には十一月九日にアメリカの議院に提出されております。それで結論から申しますと、本年の四月の二十五日でございますけれども、いわゆるアメリカの法律によりまして九十日間の会期を終了したということ、アメリカの方におきましては議会の承認の手続が完了したという状況になつてございます。

それで、先生御指摘のアメリカ議会におけるいろんな御議論がございました。内容をちよつと簡単に御紹介させていただきますと、大別すると二

つあつたというふうに思ひます。

一つは、プルトニウムを飛行機で輸送する場合、これはいわゆる今度の協定では包括同意の対象になつてございします。そういったプルトニウムの航空輸送をする場合の安全性が確保できるのかどうか、こういった問題についての懸念を表明する動き、これが一つでございます。

それからもう一つが、新しい協定は、アメリカの国内法であります米国の不拡散法というのがございします。その要件を満たしていないのではないのか、つまり国内法違反ではないのか、こういった疑問視する動き、その二つが大きな動きであるというふうにお承知しております。

それで、まずプルトニウムの航空輸送のお話から先に申し上げますと、これにつきましては、特に輸送ルートとなるであろうというところでアラソカ州選出のマコウスキーさんという上院議員の方、この人が中心になりました。具体的に現在アメリカの規制委員会が持つておりますプルトニウムを航空輸送する場合の基準がございします。これはNUREG—〇三六〇というナンバーでございしますけれども、その基準に対してさらにひとつ難しい条件を付加したかどうかというふうな動き。具体的には幾つかございしますけれども、簡単にちよつと一、二申し上げますと、一つは、それに対して最高巡航高度からプルトニウム輸送容器を実際に落としてみても大丈夫かどうか確かめろということ、あるいはもう一つは、飛行機ごと輸送容器と一緒に落として、それで大丈夫かどうかというのを確かめてみる、こういったようなことでございします。それにも条件がございしますけれども、それは省略いたしますけれども、そういったような案件のいわゆるマコウスキー法案と当時言つておりましたのが、これが昨年の十二月二十二日に成立してございします。したがつてマコウスキー法になつておるわけでございします。また、その後の動きといたしましては、といつても、やはりアメリカの領空を飛ぶのは危険ではないかという議論がございしまし

て、現在アメリカ政府としては、アメリカの領空を通過しないでヨーロッパ、具体的にはフランス、イギリスでございしますけれども、それから公空上を通過して北極を通過して日本に直行できるノンストップ便が将来可能である、こういう判断とか、そういったいろいろな話もございしました。それがプルトニウムの航空輸送に関する問題でございします。

それから、もう一方のアメリカの核不拡散法という国内法の要件を満たしていないということについての件でございしますけれども、つまり現在の協定は、個々のケースごとに個別同意と申しますが、こういった仕組みでございまして、そういった個別同意であつてこそ初めて核拡散防止のためのアメリカの影響力の行使ができる。新協定にあります包括同意方式になると、そのような影響力は行使できないのではないかと、こういった議論が一つございします。それから、今回の新しい協定では、例えば日本で再処理をする場合に包括同意の対象になつてございします。そういうことが日本でもできるようになるわけでございまして、非核兵器国が核物質を核燃料装置につくりかえるのに対して、十分事前にそういうのを察知した場合には、アメリカ政府が時宜を得た警告、タイムリーウォーニングと言つておりますけれども、それを米国の対しなくちゃいけない。そういったようなことに対して、これを与えてしまふとでなくなるんじゃないかというふうな懸念の向き、そういうようなことが理由でございまして、いろんな議論がございしました。

具体的には、昨年の十二月十七日に上院の外交委員会、これがそういった趣旨で、今度の新協定は米国の核不拡散法の要件を満たしていないといった趣旨の判断をしまして、多数決、多数でございしますけれども、その書簡を大統領に送つてゐるとか、それから、同じく下院の方は外交委員會有志でございしますけれども、同様の趣旨の書簡を大統領に送付している。これは両方とも国内の核不拡散法を満たしていないという立場でござい

ますけれども、そういったことを承知しております。それからさらにことしになりましてから上院のバード院内総務あるいはドール院内総務、この兩名で新協定承認決議案というものを提出してございします。それからさらにクラフストン上院議員外十二名が、これは米国の国内法を満たしていないんだから、新たに国内法を満たしていない協定であるということとで再提出しないか、そういった義務づける法律案と申しますか、そういったものもございしました。また下院も同様な動きがございしました。

それに対して行政府は、一月二十九日でございますけれども、レーガン大統領から書簡を送りまして、包括事前同意方式の合法性について関係省庁にもう一回再検討させました。その結果は、米国の核不拡散法の規定は、包括同意方式を排除してでもではない。具体的にはスウェーデン、ノルウェー、フィンランド等の協定については三十年代にわたる包括事前同意方式の例がございします。それで、新しい日米原子力協定も核不拡散法の要件を満たすということを再確認するということとを議会に対して送付してございします。その他国防総省が反対しているというふうな動きもありましたものですが、それに対してカールチ国防長官から、国防総省は全部完全にこの新協定をサポートする、支持するといったような書簡も出してございします。

一方、二月ごろになりましたから上院、下院でそれぞれの有力議員さんが、新協定を支持すべきだという呼びかけもなされておりました。そういったいろんな動きがございまして、三月二十一日に、これは上院でございしますけれども、この協定を不承認、承認しないという決議案についての採決が行われまして、それが賛成三十、反対五十三というところで否決されました。

そういったことで、いろいろと動きがございしたけれども、やはり本協定は承認すべきであるというところが多数を占めたというふうな理解してございまして、それ以降特に目立った動きはな

四月二十五日まで過ぎまして、そこで新協定はアメリカ議会では成立したと、こういう状況になつてゐるわけでございます。

○稲村稔夫君 私、一つやっぱりおそれといひますか、注意をしておかなければならない問題があるんじゃないかなというふうに感じておりますのは、一応議会で成立をしたという形になりますけれども、国内法との突き合わせでいろいろと議論があつたということは、今後の問題としまして、やはり何かのいろいろと情勢の変化等の中で国内法とのかわりでもまた新たにいろんな条件が議会等から付されてくるというようなことも起こり得るんじゃないだろうかというようにも思つて、ちよつと気にしております。このところずっと、アメリカとの関係でいけば、貿易ということでも国際的な条約との結びつきを大体はつきりさせている法案が多いんですけれども、しかし、アメリカ国内法を盾にしていろいろと貿易摩擦に対応してくるというようなことが最近では非常に多くなつておりますし、鯨の場合のように、まさに国内法をカードの主要な武器に使つてゐるという場合などもありますし、ということもありますので、その辺のところは今後も十分に留意をしていかなければならない問題ではないかなという気がいたします。

それからさらに、アメリカの会計検査院で何か新協定を法律違反だというように言つたというように、新聞に報道されたことがありますが、これはどういふことだつたんでしょうか。○政府委員(松井隆君) アメリカの会計検査院、略してGAOと言つておりますけれども、これは、先生御案内のとおり、アメリカの議会に附属してゐる機関でございます。そこで新日米協定に關しまして米国会計検査院がレポートを議院に提出してございまして、ただ、これはまだ正式な公表はなされておられません。それで、実は三月の二十一日、例の採決した日でございますけれども、米国の上院本会議におきまして、その協定の承認決議案、これをサポートするという立場から、グレン上院

議員がその承認決議案に賛成討論を行ったわけでございますけれども、その際にその要約部分を御説明させていただきますと思ひます。

まず、米国の核不拡散法、これは先ほどの国内法でございますけれども、について、それに書いてあることでございまして、一つが、他国との原子力平和利用に關する協力協定を締結あるいは改定する際には、協力相手国が米國から受け取つた核物質等を第三國に移転する際には、事前に米國の同意を得なければならぬ、そういった幾つかの、九つありますけれども、そういった規制、そういった要件を協力協定に盛り込まなくちゃいけないということが一つ国内法に書いてございまして、それからもう一つは、協力協定の実施段階におきまして、非核兵器國における再処理であるとか、ここで言つたら日本における再処理であるいはプルトニウムを第三國へ移転する、そういうような場合に事前同意を与える際に、万が一当該非核兵器國が核爆発装置等をつくりかえていく可能性がある場合には、当然米國が事前に十分に時宜を得た警告、タイムリーウォーニング、こういうことが得られるような条件が確保されなくちゃいけない、こういう規定があるわけでございます。

そういう規定との関連で、今回の米國の会計検査院の報告書の意見でございますけれども、まず協力協定に盛り込むべき要件で、第三國移転とか再処理とか、そういうものに対する米國の事前同意権を米國が保持してない、それから時宜を得た警告、タイムリーウォーニングが得られることになつてない、この二点で新協定は米國核不拡散法の要件を満たしていないというふうに結論づけてゐると、こういうふうに出てございまして、その理由でございまして、新日米協力協定の中の自主取り決めであるのでございましてけれども、例えばプルトニウムの返還でもいいんでございまして、三十年間にわたつて、再処理も同じでございまして、白紙承認、包括同意という

のは白紙承認だと、こういうふうに見てゐるわけでございます。そういうような形で白紙承認を与えるものであつて、米國の核不拡散法という国内法はそういうことは予定してない。つまり同法が要求してゐる米國の事前同意権を放棄するものであると、こういうふうに見てゐるわけでございます。

それから、その包括事前同意方式という今度の新しいやり方は、日本がNPPTから例えば脱退するとか、あるいは日本とIAEAの保障措置協定に重大な違反を犯すとか、そういう極めて例外的な場合は包括同意というものを停止できるといふことになつてございまして、議院がこの国内法を立法した当時は、米國の事前同意権によるコントロール、つまり米國は、現在事前同意権を個々に持つてゐますからそこでコントロールできるわけですね、そのコントロールをそのように極端に限定された場合にのみ発動できるといふことを予定してないといふことでございまして、つまり包括同意といふのはある特定の場合には解除されるわけでございます、個別同意になるわけでございますけれども、その条件が今回の協力協定の付属書で詳細に書いてございまして、極めて例外的な場合になつてゐるわけでございます。そこまでは認めるのは行き過ぎであるといふことかと思ひます。そういうふうなことがいろいろと理由として書いてございまして、

そんなようなことで、どうも本件はアメリカの核不拡散法という国内法が当初考へてゐたものと違つてゐるのではないかと、これがアメリカのGAO、会計検査院の意見でございまして、そういうものも実はグレンさんが先ほどの上院本会議での協定承認の採決のときに説明したわけでございますけれども、結論としては三十対五十三でその否決案は否決されたといふことになつてゐるわけでございます。

○稲村稔夫君 今の御説明を受ければ受けるほど、今後の問題ということで私はやはりいろいろと動きには留意をしていかなければならない、そういう

う側面があるのではないかと、いふふうに思ひます。さらにもう少しこの協力協定について何つておきたいんですけれども、協定の中の十一條に基づく兩國政府間の実施取り決めがあるんですね。この実施取り決めの内容について若干伺ひたいと思ひます。

附属書一の4に、附属書一といふのは「再処理、形状若しくは内容の変更又は貯蔵のための施設」といふことで施設が列記してありますが、その4に「独立のプルトニウム貯蔵施設なし」と、こういうふうにかかれておりますが、独立のプルトニウム貯蔵施設といふのは、これは「なし」と書かれてゐますから、將來もこういうものは我が國ではつくらないといふ考へ方なんでしょうか。そして、六ヶ所あたりに計画しておられるいわゆる三点セットの施設の中に附属した施設といふふうにかれてゐるからこれといふと、こういうことなんではないか。その辺のところはどんなふうにお考へになつてゐますか。

○政府委員(松井隆君) プルトニウムの貯蔵施設の件でございまして、我々としては、具体的にはプルトニウムといふものはなるべく国内でためないで、やはり需要に合わせて例えば海外から持つてくるというふうにした方がよろしいのではないかと、いふ考へ方をとつておるわけでございます。

それで、一応大ざつぱに申し上げますと、現時点では高速増殖炉実験炉の「常陽」であるとか、あるいは現在建設中の「もんじゅ」であるとか、そういうものにはプルトニウムを使う。それから現在動いてゐる「ふげん」、新型転換炉等にプルトニウムを使う等々が考へられるわけでございますけれども、大ざつぱに言ひまして大体二〇〇〇年ごろまでで核分裂性プルトニウムにして約四十トンぐらいの需要といふことを考へておまして、一つは、それに対しては国内で再処理で得られたプルトニウムもあるわけでございます。これが大体二〇〇〇年ごろまでで約十七トンぐらいを今想

定しているわけでございまして、それからあと海外の再処理で得られたプルトニウム、これが大体二十五トン、プルトニウム・フイサル、核分裂性プルトニウムでございまして、そういうものを想定して大体バランスをとっておりまして、そういうものを逐次日本の需要に合わせて持つてくるということが望ましいんじゃないだろうかという一つの考え方をとっております。

それで、先生御指摘の六ヶ所村の話でございまして、当面は私も現在使用する目的が動燃事業団でございまして、高速増殖炉あるいは新型転換炉、そういうものが中心でございまして、やはり動燃事業団の中にありますプルトニウムの加工施設がございまして、そういうところで加工するわけでございまして、そういうところに持つてくることになるんじゃないかというふうに考えてございます。

したがって、具体的に六ヶ所村につくるのかどうかということにつきましては、現時点で申し上げますと、まだそういう計画はないというようなことになるを得ないと思っております。

ただ、将来については今後どうなるかということにつきましては、まだ少し先の話でございまして、そういう今後のプルトニウムの需要を見つつ考えていくということになるかというふうに思っております。

○稲村稔夫君　そうすると、疑問点が二つです。

一つは、我が国で再処理をして回収をするプルトニウム、例えば六ヶ所と東海村でですね、ということとは、それは輸送するまでの間そこならそこに一定の量までの貯蔵はしてある。これはそれなりにわかります。再処理がいかにどうかということについての問題は、これはちょっと意見を異にしているところがあります。技術的にまだいろいろ問題があると思っております。今のプルトニウムの貯蔵というところについてだけ言えば、すね、ただ、フランス、イギリスに委託をして回収をして送ってもらう、そういうものは、そうすると、空港に着いて、これは後でまた聞きますけれども、

ども、空港に着くらしいですが、空港に着いてすぐに、どこかへ仮貯蔵でも何でもすることになしに、すぐ使用施設に直送するようなことになるのかどうか、こういう問題ですね。これが一つです。

それからもう一つは、これは協定の取り決めなんですけれども、ここで明確に「なし」というふうに書かれていて、今度は、将来はわからぬというお話がありましたが、将来もしつくるとなると、この改定交渉というのをしなきゃならないということになるんじゃないか。

とができるわけでございます。その手続につきましては、実施取り決めの第二条の1及び2の中に附属書四から附属書一に上げる手続が書いてありまして、ごくごく簡単に申し上げますと、一方の政府が他方の政府に対して各種の情報を盛り込んだ文書による通告を行えばいい、そのようなことになっております。したがって、この場合は条約の改正というようなことは必要がございせん。

○政府委員(松井隆君)　まず第一点の方でございまして。

海外から持ってきた、返還されたプルトニウムにつきましては、当面私どもの考えておりますのは、動燃事業団の中にありますMOX燃料加工施設がございまして、そういうところでやはり入れるのがいいんじゃないだろうかというふうに考えていることを申し上げたわけでございまして、もちろんそれは加工施設でございまして加工するかどうかというのとは、それはあくまで需給を見てやらなくちゃいけないわけでございまして、やはりそういうところにまず入れておく。それで逐次加工して、それを動燃事業団の「もんじゅ」であるとかあるいはその他の新型転換炉であるとか、そういうものに燃やすということかなというふうに考えておるわけでございまして。

次に、それでは附属書の四に現在「独立のプルトニウム貯蔵施設」というところに「なし」と書いてありますが、ここにプルトニウム貯蔵施設として将来予定されるものを追加する場合にはどうしたらいいかという問題がございまして、これにつきましても実施取り決めの二の中に手続が書いてございまして、具体的には、第二条の2の(イ)というところの通告というものを行えばいいようになっております。したがって、将来予定される施設を附属書四に追加する場合にも、これは通告手続というものをとればよろしいわけで、その場合にも条約の改正というふうなものには必要がございせん。

○説明員(中島明君)　将来附属書一の独立のプルトニウム貯蔵施設を置く場合には条約の改正が必要であるかどうかと、そういう御指摘でございまして、実施取り決めの附属書四というところを見ただけだとすると、将来附属書一、二または三に追加されることが予定される施設が一覧表として書いてございまして、そしてその4のところに「独立のプルトニウム貯蔵施設　なし」というふうに書かれております。したがって、附属書四の4「独立のプルトニウム貯蔵施設」に「なし」ではなくて施設の名称が書いてある場合には、附属書四から附属書一に施設を移すという手続を行うことによりまして附属書一の中に施設を置くこ

○稲村稔夫君　それで、附属書五によって「回収プルトニウムの国際輸送のための指針」が述べられていて、どうも私もわからないことがいっぱいあります。どうも私もわからないことがいっぱいあります。どうも私もわからないことがいっぱいあります。

○稲村稔夫君　そうすると、疑問点が二つです。

一つは、我が国で再処理をして回収をするプルトニウム、例えば六ヶ所と東海村でですね、ということとは、それは輸送するまでの間そこならそこに一定の量までの貯蔵はしてある。これはそれなりにわかります。再処理がいかにどうかということについての問題は、これはちょっと意見を異にしているところがあります。技術的にまだいろいろ問題があると思っております。今のプルトニウムの貯蔵というところについてだけ言えば、すね、ただ、フランス、イギリスに委託をして回収をして送ってもらう、そういうものは、そうすると、

第一は、前回フランスから返還されてきたものは船で輸送をされてきました。どうしてこれは航空機でなければならぬということになったんでしょうか。

○政府委員(松井隆君)　プルトニウムの輸送そのものは、安全確保というのとは当然でございましてけれども、同時に、やはりプルトニウムが核不拡散上の重要な物質であるということとございまして、そういう意味じゃ十分な核物質防護措置をとって運ばなくちゃいけないという問題であらう

ということだと思えます。それで、飛行機の場合には輸送時間が非常に短いということがございまして、それから、高速で飛んでおりますものですか、飛行中のアクセスが難しい、こういう問題があつて核物質防護がより船よりも容易であるというメリットがあるということだと思えます。したがって、新しい今度の日米原子力協定では、先ほど先生御指摘の附属書五に決めるような一定の条件、そういう条件に従った航空輸送に關しては米国の包括事前同意を要するという仕組みになっておりまして、したがって、プルトニウムの航空輸送につきましては、この規定に従つて具体的に計画をつくるということになるわけでござい

ということだと思えます。それで、飛行機の場合には輸送時間が非常に短いということがございまして、それから、高速で飛んでおりますものですか、飛行中のアクセスが難しい、こういう問題があつて核物質防護がより船よりも容易であるというメリットがあるということだと思えます。したがって、新しい今度の日米原子力協定では、先ほど先生御指摘の附属書五に決めるような一定の条件、そういう条件に従った航空輸送に關しては米国の包括事前同意を要するという仕組みになっておりまして、したがって、プルトニウムの航空輸送につきましては、この規定に従つて具体的に計画をつくるということになるわけでござい

なお、それは飛行機の話でございまして、船舶による輸送という選択もあるわけでございまして、これにつきましては包括同意の対象ではございせんけれども、アメリカの個別同意があればやはり船舶輸送は可能であるというような仕組みになっておるわけでございまして。

○稲村稔夫君　今の航空機にした理由というのは大体そのようなことなんじゃないかと、そういたしますと、今度航空機になりますと、航空機の安全の問題とか能力の問題とかいろいろあるというところがまた違った意味でのいろいろな心配というのが新たに出てくるということにもなります。

そこでお伺いをしていきますけれども、まず、例えばフランスから送られてくるとすると大体どのような航路を通ってくるんでしょうか。これは一つ気になります。なぜこんなことを私が申し上げるかといえば、先ほどのお話の中で、アメリカの反対の意見の中に環境問題の観点からいろいろ議論が出てくるというところで、しかも、特にアラスカの場合というのはかなり世論の面から強いものがあるんじゃないかというふうに思われます。今、北極点を通過をするというふうに、大体その辺を通過するという意味のことを聞き及んでおるわけですから、そういったしますと、ちょっと

幅を逆にすれば逆にソ連領の方を通らなきやならぬというようなことにもなってきたりする。なかなか面倒なもの航路ということでも考えてもあんなじやないかなという気がいたします。

それから、先ほど将来ノーストツプ便というようになこともちよつと言われましたけれども、これは今度は飛行機の問題とか積み荷の重さの問題とか、そういうような問題がみなひっつかかってくると思うんですけれども、その辺のところはどういうふうに考えておられるのか、お考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員(松井隆君) このアルトニウムの航空輸送のルートでございすけれども、これはアメリカ政府に先ほど言いましたようないろいろな議論がありまして、その後いろいろと調べた結果、これはアメリカ政府としても、主としてDODが中心になってやっていたわけでございすけれども、ヨーロッパから日本までいかなる国の上空も通過せずにノーストツプで飛行することが可能な航空機が近い将来利用可能になるという判断をアメリカはしているわけでございす。それで、そういう場合には、したがって、緊急時は別でございすようにけれども、それ以外の場合には米國上空を通過せずに、米國に着陸しないルートで行ける、日本まで来られる、こういうことになりす。具体的には、そのあれによりまして、イギリス、フランスから北極を通りまして、それからベーリング海峡を抜けて南下いたしまして、それで我が國に来る、こういったルートが一つ考えられておるわけでございす。

それで、それにつきまして、じゃ一体現在存在しない飛行機、こういうお話でございまして、私もいろいろと今調査をしているところでございす。それで、具体的に一例を申し上げますと、ボーイング747-400というのが今開発中でございまして、今年末かそのころにはいわゆるお客さんを乗せるパッセンジャータイプといひますか、これが就航するという話で、それからさらに少しくおれまして、コンビと申しまして、お客さんを乗せる

のと荷物運ぶのと両方一緒にできるやつ、そういうものも就航するというような話も聞いております。そういったものの航路距離から見まして運べるのではないだろうか、こういう判断であらうというふうには承知しております、現在私どもはいろいろそれは調査している段階でございす。

○稲村稔夫君 本場に不思議な感じがするんですよ。というのは、現に両國政府によつて確認をされる協定なわけですよ。その協定に基づく実施取り決めですよ。ということなんです。實際はまだ開発中の飛行機輸送というのが主力になつてゐる。それで、さっきのあれで船舶の場合には個別に、いわゆるこの協定に基づく包括的なあれじゃなくて、個別に確認をすれば船舶でもというお話でしたから、そうすると、やっぱり少なくともこの協定の主力は航空機ということになる。この協定に基づくものは航空機ということになるんだけれども、それがどうも開発中というのは、何かこう取り決め、約束の方が先にされていて、實際はまだできていないものということには、やっぱりどうしても私は疑問が残ります。

そこで、そのことはさらにまた何うとしまして、そうすると、ボーイング747-400というのは、それは民間機になるんですか。軍用機ではないですね。○政府委員(松井隆君) 私ども考えているのはもちろん民間機を考えてございす。

それで、民間機を民間のいわゆる航空会社と申しますか、そういうところへ買つてもらひまして、それを我々がアルトニウムを運ぶときにそのときだけチャーターすると、こういう形にしたいなというふうには思つてゐるわけでございす。

○稲村稔夫君 専用の貨物機というふうになつてゐますね。そうすると、買つてもらつてチャーターをしたら引き合つて我々が使うということなんですか。専用の貨物機というので、そこをところがちよつとひつかかるんですよ。要するに民間で買つてもらつた場合、やっぱりペイしなければならぬわけですから、そうすると、

我々がそれほどたくさんアルトニウム空輸で使うということになるんでしょうか。

○政府委員(松井隆君) ここで言う専用の貨物機と申しますのは、その飛行機がアルトニウムを運ぶときに、まさにそれはアルトニウムを運ぶための専用機であるということとございまして、それ以外につきましては、アルトニウムを運ばない以外には大いに民間がいわゆる商売の一環として、企業の一環としてやっていたかどうかということが望ましいということとございまして、私どもとしてはもちろんアルトニウムを運ぶときはこれはもう専用というふうに考えてゐるわけでございす。これが附属書五で決められてゐる条件だということに理解しております。

○稲村稔夫君 そうすると、普通の貨物機で、航路距離の問題は別にしまして、普通の貨物機でアルトニウム空輸のために特別な内部の改装とかいろいろやらなくても済むという状況のものなんですか。それともアルトニウム輸送のためにはいろいろと内部改装などもやらなきやならないということになるんでしょうか。

○政府委員(松井隆君) その辺につきましては、そのまゝ使うことが望ましいわけですが、場合によつたら多少改造しなくちゃいけないこともあるかもしれません。何分まだ輸送容器そのものが開発過程でございまして、飛行機そのものもまだできてゐるやつでございせんものですか、そういうことも含めてこれから検討していく事項であるというふうには考えております。

○稲村稔夫君 どうもそれでひつかつてゐるんですよ。この法案審議するときにひつかつてゐるんですよ。というのは、お化けみたいな飛行機とお化けみたいな輸送容器ということで、何か具体的に確認をされるというふうなところが何か私の方もすつきりしない、ひつかつてゐるわけですね。

それから、例えば今の飛行機の問題、もうちよつとほかの角度から伺つてみましよう。

今まで外国でアルトニウムの空輸などをやつたという実績があるのかどうか。それから、そういう飛行機で墜落事故とか何か重大事故を起こしたというような実績などはございすか、ございせんか。

○政府委員(松井隆君) 外国でのアルトニウムの航空輸送をした実績でございすけれども、最近の十年間ぐらいを見ますと、諸外国のいわゆるコマーシャルユース、民生用と申しますか、そういったアルトニウムの航空輸送の実績は少量なにあると思ひます。大きなものとしてはイギリスからフランスへのアルトニウム輸送ということがあるというふうには承知しております。英國からフランスへ向けて一九八二年から一九八六年までに合計十九回のアルトニウムの空輸が行われたというところを知つております。それで、その事故は全く起きてないというふうには私も聞いております。

○稲村稔夫君 私が聞いてゐる範囲の中でいきますと——ちよつと今その資料が見つかりませんから、事故があつたというふうには聞いていたんですが、そのことはちよつと今私の方に具体的に書いたものがここに見当たりませんので、後に回しましよう。

それで、ただ、最近航空機事故というのは思ひぬ形でいろいろと起つてゐますよ。それだけに航空機の輸送ということについて心配があるわけですね。開発をされる新しい飛行機というものの安全性がいろいろと製造会社によつてチェックをされるんですよ。アメリカの政府によつても厳重な審査がされるんですよというふうには思ひますけれども、しかし人間の及ばないところで、後になつてから、ああこうだつたというふうなことがよく出てまいります。それだけに心配があるわけでありす。

それからさらに、この飛行機は、何といひますか、もう大分前の話になりますけれども、新鋭のいろいろな技術を駆使してやりましたも、大韓航空機のソ連軍による撃墜事件などというのがあり

ましたですね。そうすると、海域を仮に通つてくるといいたしても、もし間違つて進路が少しでも、あれだつてもう二段にも三段にも航路を間違わないように構えていたものが、起こらないはずだと言われていたことが起こつたりしている。それだけに随分心配になります。ですから、やはり航空輸送というのは私にはなかなかきれいに吹つけないものが残ります。

こういう意見を申し上げておきながら、さらにこの航空機の輸送の關係について伺いますけれども、この中で同行する乗務員から独立した武装護衛者というのが書かれています。要するに武装護衛者が同行しなきゃならぬと、こういうことになつてゐるんですが、武装護衛者というのはどういう人たちを言うのでしょうか。

○政府委員(松井隆君) ここで私も今考えておりますのは、日本の例えは民間の航空会社の飛行機を利用するという場合は、当然飛行機そのものは日本国籍でございまして、その日本の武装護衛者を乗せなくては行けない。この場合に私も考えておりますのは、警察官に同乗していただくということを考えております。

○稲村稔夫君 警察官というのはピストル程度ですか。そういうこととていうことですか。これは飛行機の中の武装護衛者という意味ですね。

○政府委員(松井隆君) もちろんまずこれは飛行機の中に同乗する武装護衛者ということとてございします。

それから、持っている武器にしましては、まだそこまで詰めたわけではございませんけれども、普通ピストルとかそういうものはやっぱり必要なんじゃないだろうかというふうに考えております。

と、こういうふうに言われておりました。航空機の場合は、これは日本の領空以外のところは武装した航空機が護衛するということなことはあり得るんですか。

○政府委員(松井隆君) その条件につきましては、附属書五の「回収アルトニウム」の国際輸送のための指針の中で、飛行機で輸送する場合の条件が書いてございします。ここではそういう飛行機を護衛するための飛行機、そういうものは要求されておられません。したがって、そういうことはないと考えています。

○稲村稔夫君 そうすると、船のときには軍艦が護衛するという条件がついてゐるんですか。

○政府委員(松井隆君) 船の場合につきましてはあくまで個別同意でございしますもので、そういう条件等については一切ここに規定されておられません。あくまでこれは具体的に船で輸送する場合に日本が計画をつくつて、それについてアメリカの同意を求め、こういう仕組みになつてゐるわけとてございまして、そこまで本協定には何の規定もございしません。

○稲村稔夫君 それじゃどうしてアメリカは軍艦ですつと護衛してきただけですか。

○政府委員(松井隆君) 私の今申ししたのは新日米原子力協定の話でございまして、現行の日米原子力協定ではそういうものはすべて個別同意という仕組みになつてゐるわけとてございします。それで現行の協定でこの前、昭和五十九年でございしますか、フランスからアルトニウムを輸送した場合に、日本で計画をつくつて、そこでアメリカの同意を得てやつたわけとてございします。したがって、新しい協定と古い協定の差があるからというふうに申し上げたいと思ひます。

○稲村稔夫君 新しい協定と古い協定の違いというのはわかりますけれども、要するに古い協定のときには、そうするとアメリカが軍艦をつけるということとをこちらに通告をして、こちらもそういうことを受け入れてあつたというふうに護衛艦がついたというふうに理解をしていいんですか。

○政府委員(松井隆君) 昭和五十九年の晴新丸で運んだときにつきましては、私もとてはまずIAEAの基準がございまして、その基準を満たすような船の改造とかそういうものをした運んだわけとてございします。一方、それに対してアメリカとフランスが独自の判断で軍艦で護衛するという仕組みになつたわけとてございまして、もちろんそれにつきまは私もにも通告があつたわけとてございしますから、そういうことは承知しておるわけとてございします。

○稲村稔夫君 そうすると、非常に極端な言い方をいたしますけれども、我々の方は協定上とかいふいろいろそういう問題には全然関係なかったから、その手続なりのことはきちんとやりました、しかし輸送に当たつてはフランスとアメリカが独自の判断で護衛艦をつけた、こういうことになるということなんだと思ふんです。そうすると、新協定にしてみても、包括同意はしてありますけれども、アルトニウムの輸送だから心配だからということとて、フランスとかアメリカが武装した飛行機を護衛につけるというふうなことはあり得るということになるんじゃないですか。

○政府委員(松井隆君) 新協定によつてアルトニウムを飛行機で輸送する場合につきましては、この附属書五で規定されておりますものから、恐らくそれはないであらうというふうに考えております。

ただ、個別同意で具体的に船で運ぶ場合、その場合についてどうなるかということにつきましては、ルールが決まつておるわけとてございしませんものですが何とも言えませんが、場合によつたら過去の昭和五十九年のような例、そういうことがあり得るかもしれぬ。なぜならば、アメリカの考え方は、やはり飛行機の場合には、先ほど申しましたように、核ジャック、核物質防護上飛行機の方が望ましい、船の場合には時間がかかるということとで非常に危険であるという考え方をアメリカは強く持つておられますものから、その場合にはそういうことをやらないということとは

私は言えない。つまりその辺はこれからの話ではないかというふうに思つております。

○稲村稔夫君 私はどうもそういう御答弁に納得できないですね。というのは、取り決めたわけとて、船で輸送した場合にも、取り決めたわけとて、具体的に軍艦がつかないやならぬとか、そんなこととていうのは取り決めた中には特になつたということとて、船で輸送したときに、だけれども、向こうの独自の判断でやられたというわけとて、そうすれば、航空機になつたからとてその独自の判断でもつてつかないと思ふと言われている、あるかもしれぬというふうにもなるんじゃないですか、協定にないことであつても独自の判断でやられるということとて、どうなんですか。

○説明員(中島明君) 航空機による核物質の輸送と申しますのは、輸送に必要とする時間が非常に短い、それが一つとてございします。それからもう一つは、核物質を盗んだり、核物質の輸送を妨害するということや企てを行うチャンスを与えることが非常に少ない、そういう意味で核物質を防護するという観点から非常に確実な輸送手段だということに考えられております。国際原子力機関の核物質防護に関する勧告でも、輸送時間を最小とすることによつて核物質の防護を図るということが望ましいというふうに規定されております。普通民間航空機の場合には通常の巡航高度及び巡航速度を見ておきますと、大体高度一万メートルのところを時速九百キロぐらいの速さで飛んでゐるわけですが、このような高い高度で飛んでゐる航空機によつて輸送されてゐる核物質を不法に盗み取るあるいはその輸送を妨害するということは実際問題として不可能であるわけとてございします。

しかれば、それでは空を飛んでいないときにはどうかということとてございしますが、それは飛行場に航空機が置かれてゐる場合とてございしますが、○稲村稔夫君 それは後で聞きます、また。

○説明員(中島明君) はい。その場合にも安全の

措置を講ずるということになっております。したがって、この附属書五のブルトニウムの国際輸送のための指針の背景にある考え方は、今のよう航空機による輸送ということを行えば、格別追加的な防護の手段、例えて申しますと、戦闘護の観点からは非常に確実な輸送ができる、そういう考え方がこの背景にあるわけでございます。○稻村稔夫君 このことだけで議論をしていても時間だけ過ぎていきますので、私の方ももう十分にすっと落ちないままに先へ進ませていただかざるを得ないのです。というのは、航空機なら安全だといけれども、やっぱり航空機、例えば飛んでいる飛行機の針路を変えさせることができないかといったら、必ず絶対に大丈夫だということとは言えないわけです。それは飛んで来るところが締約国の中だけを通っているのであれば、その締約国の責任だけで全部考えられるということにもなるでしょうけれども、心配をすれば切りがあらせんとということであります。

さらに航空機による心配についてはほかの問題に少し移らせて——航空機による心配ですよ、ほかの問題に移らせていただきたいと思います。

これの中で「警察を含む関係当局」のほかに「又、他の武装要員を使って航空機への接近を制限する」というふうに書かれていますけれども、「警察を含む関係当局」のほかの「他の武装要員」というのはどういう人たちを言うんでしょうか。

○説明員(中島明君) 輸送の指針の2の(c)におきましては、核物質を防護するという観点から、飛行場における航空機の隔離の確保ということが書かれておりまして、それとの関連で「他の武装要員を使って」という規定がございます。この他の武装要員を使って」とございますのは、海外の飛行場でその国の法令によって、例えば民間人である護衛者が武装を許されている場合、そのような民間人を使って航空機への接近を制限することを想定した、そのために設けられた規定でございます。

○稲村稔夫君　これは、そうすると軍隊は入らないんですか。

○説明員(中島明君)　ここで書かれておりますブルトニウムの航空輸送は、イギリス、フランスから日本に輸送するものでございますので、具体的にはイギリス、フランスの状況ということに照らして考えていかなければならないと思いますが、その細かい具体的な状況については残念ながら私よく把握はしておりませんが、ここで想定されておりますのは、まず警察を含む関係当局の協力によって航空機の隔離というものを確保する。その場合に、もし警察以外の武装をした護衛者を使うということが必要である場合には、そのことをやつても差し支えないということが書かれているというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、ここで考えておられます護衛者というものは、やはり民間人を使つて航空機への接近を制限するということが想定されていふふうな考えております。

○稲村稔夫君　まだ通信機器の問題だとか、オペレーションセンターにどんな人間が配置をされるかとか、その信頼性の問題だとか聞きたいことはいろいろとあるんですけども、時間が大分経過してしましまして時間配分がうまくいかないということになりますので、少し省略をさせていただきます。

この空輸について私の意見を申し上げておきたいと思ひますけれども、私はやはりブルトニウム・ニウム・そのものを、先ほどの話を伺つていても、燃料として加工されたものを持つてくるというわけではないと思ひますので、それだけにいろいろと問題があるというふうに思ひます。先ほど聞こうと思つてゐた容器の問題もございます。これの容器も、本当に實際に輸送されとなると、かなりのもの、高空を飛んでくるんですから、それで万が一のことが、事故などが起こつたときなどというのが非常に心配になるわけでありますから、一たんもそれが飛散をするなどということになれば、多分粉末状のものを持つてくるんでしょうから、それ

が飛散するということになりまして、これはもうそれこそ国際的に大変な重大な問題にもなりかねない、こういう内容のものになるわけでありまして。ですから、容器の問題等についても私はいろいろと心配がありますけれども、これはまたの機会というところにさせていただきます。

ろとあるわけでありまして、私はブルトニウムを燃料にしてというふうな考え方というものをばつぽつ転換したらしいのではないかとというふうに思っている一人なんです、これはいろいろと議論があるでしょうけれども、これはいまのは、例えばアメリカにおける再処理、それからブルトニウムを燃料として開発するということについての最近の対応であるとか、あるいはフランスのスーパーフェニックス計画の凍結とかいうようなものなどということも、私はやはりブルトニウムの非常に難しさというものを持っていてるんじゃないか、証明しているんじゃないかというふうにも思うわけでありまして。言ってみれば、ブルトニウムの輸送がなければ心配することは何にもないわけでも、そういう意味では、ということになるわけでありまして、本来そういうふうと考えていくのが、考え方を転換していくのがいいのではないか、こんなふうに思っております。

その辺のところはさらにいろいろと今後、特に商業的な大規模の利用についてのことなんですけれども、今後またさらにいろいろと議論をさせていただくかなければならない問題ということで意見だけ申し上げておいて、そして法案の内容の方に入らせていただかないと、もう時間がなくなってしまういました。外務省どうもありがとうございます。

この原子炉の規制等に関する法律の一部改正について、その内容をいろいろと審議する前に、衆議院でも提出をされたというこの法律を読んでみなくては、まずと、物すごく政令、省令事項というのが数が多いわけですね。その政省令事項について衆議院で提出をされたという資料を私ももらいました。

さんですが、検討させていただけはいただくほど、
 たんでもう少し確かめなきゃならないことが出てま
 います。まずこの政省令のうち、例えば第十
 一条の三あるいは第五十九条の二第一項等につい
 ては、先ほど核防条約でいろいろと議論をいたし
 ました内容と重なるものを持っておりますね。出
 入りの管理ということで当該者の信頼性の確認と
 いうようなのがございます。これが総理府令に
 なっております。総理府令で当該者の信頼性の確
 認などということはどのようになされるのか、内
 容はこれではさっぱりわかりません。今例として
 申し上げましたが、そのほかに核防のための組織
 の問題であるとか従業員の教育訓練の問題であ
 るとかというようなのは、この考え方の資料をも
 らった中ではさっぱりわからぬです。内容が
 具体的には、そういうわからない問題がいっぱい
 あるということが一つ。

それからもう一つは、第二条の五項とか十一條の三、五十九條の二の第一項、第二項、それから五十九條の三の第一項、こういうものについてはこの資料をいただいた範囲でいけば、例えば第二条の五項、ここで「政令で定める核燃料物質」というのは、「核物質の防護に関する条約第一条で定義されている核物質」である、こう書かれています。そういったしますと、この法案の中では、「この法律において『特定核燃料物質』とは、ブルトニウム二三八（ブルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八を超えものを除く）、ウラン二三三、ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウラン」などというふうに書かれて後が「その他の政令で定める核燃料物質」こうなっています。なぜここでわざわざ「その他の政令で定める核燃料物質」というふうに言わなきゃならないのか。核防条約では明確に明文化されているわけですね。明文化されているものだから、法律に明文化しても一向に差し支えないんでないだろうか、そう思うんです。こうした明文化されても差し支えないんじゃないかと思うのは

先ほど私は十一條の三だとか五十九條の二の第一項であるとか、五十九條の二の第二項であるとか、五十九條の三の第一項とかというふうに挙げました。なぜ核防条約で明記をされているものをわざわざここではその他政令事項とか政令で定めるとか、こういうことになったのか、法文に明記しておけばそれでいいんじゃないですか。

○政府委員(石塚實君) 最初にちよつと委員長にお伺いいたしますが、ただいま先生が御指摘になりました政令、省令案につきまして、もしほかの先生方の御参考にご供する必要があるということでございますれば、私も余部を持ってきておりますので、今こちらでお配りしてよろしくございましょうか。

○委員長(飯田忠雄君) 配ってください。

(資料配付)

○政府委員(石塚實君) それではただいまの御質問でございますが、いろいろ御指摘がございましたけれども、政令で定めるべき核燃料物質の定義あるいはその範囲について、それはもう法律で定めてはいかかという御指摘が中心だったかと思ひますが、その点につきましてお答えを申し上げます。

核燃料物質の定義、これは現行の原子力基本法及び原子炉等規制法に基づきまして政令で現在既に定められているところでございます。一方、もしこの核物質の防護に関する条約で定義されております核物質の種類、そういったものを法律のレベルで規定しようとしたとしますと、ただいま申し上げました現行の政令で定められた核燃料物質の一部を取り出してまいりまして、それを法律で定めるといふことになりまして、これは立法技術上バランスを失ふことになるというふうに私も考えております。したがって、今回の改正におきましても、原子力基本法等とのバランス上こういったものを政令で定めるとしたものでございします。

なお、特定核燃料物質の種類及び区分を定める政府令では、核物質の防護に関する条約で規定さ

れている核物質の種類、区分をそのまま定めるといふことでございまして、何ら変更を加える意図は現在持っておりません。

それから信頼性の確認でございますが、そちらの方の御答弁も今申し上げた方がよろしくございしますでしょうか。

○稲村稔夫君 そうですね。

○政府委員(石塚實君) 信頼性の確認、我が国ではだれがどのように行うのかという御指摘がございました。昭和五十五年の原子力委員会核物質防護専門部会の報告書の「事業者等の措置すべき核物質防護の要件」におきましては、核物質防護のための区域の出入り管理に関するものとしたしまして、臨時に当該区域の出入りを行う者につきましては、事前に信頼性の確認をした上で許可を与えた者に限り出入りを認めるといふふうになされておるところでございます。そしてその確認といふのは、やはりその当該施設における核物質防護の措置の実施に責任を有する事業者が確認を行うということにならうかと思ひます。

一方、ここで言ひます「信頼性の確認」とは、あくまでも臨時にその区域へ出入りする人に対するものでございまして、具体的には、身分証明書等により身分の確認並びに防護区域への出入りの必要といたつたものについて確認するといふふうでございします。

それから、もう一点の御指摘は組織体制整備、教育訓練、こういったものの具体的な内容がよくわからない、不明瞭であるという御指摘がございましたけれども、ただいま申し上げました原子力委員会の専門部会報告書は、それが取りまとめられました時点、すなわち昭和五十五年七月当時既に策定され、また現在その国際的な基準となつております国際原子力機関、IAEAの勧告といふものでございしますとか、あるいは核物質の防護に関する条約、これは五十五年三月に署名のために開放されたわけでございしますが、そういったもの内容を基本といたしまして原子力委員会が取りまとめたといふものでございまして、その核物質

防護に関する国際的な水準をこれは示しておるものでございしますが、その中で、この組織体制の整備の要件といたしまして、原子力事業者に対し、核物質防護を担当する部局の設置あるいは管理責任者の選任、そういったものについて、それぞれ施設の適切な核物質防護措置等を講ずるため必要となる内部の組織体制を整備する必要があるといふふうに指摘されておるところでございます。

また、教育訓練の要件につきましては、原子力事業者に対し、その施設の従業員が、それぞれの職務区分に応じまして適切な核物質防護活動を実施できるような核物質防護に関する知識の普及あるいは啓蒙、それから核物質防護にかかわる緊急時のための訓練、そういったものを行うことを求めているものでございします。

○稲村稔夫君 一つは、原子力基本法で、さっきたしかそう言われたたね、政令でもって定めている物質といふようなことを言われたと思ひます。そうすると、整合性を欠くと言つけれども、私はそれこそ時代とともにし扱う物質がいろいろとふえてくるとか何とかというふうなことがあるならば、それはそれなりにそういう物質がそうであるといふことを確認をしていくことというのでも国会では必要なことなんじゃないかというふうに思ふんです。要するに原子力基本法の制定の趣旨からいって、平和目的に限り、そして自主、民主、公開の原則を持てているわけでありまして、そうすると、国会で審議をされるということが非常に大事なことなんだというふうに、関係法律については国会で審議されるということが非常に大事なことなんだと思ふんです。

ということでありまして、私はむしろ積極的に政令で定めるといふ、この中でも既にもうバランスを欠いているんじゃないかというふうに私は思ふんです。というのは、例えばさっきのこの前半の部分、「その他の政令で定める核燃料物質をいう」という前の部分というのは、これは核防条約でも前の部分として書かれている物質です。

あと核防条約にずっと続いて書かれている物質名があるんですから、それをここに記載をしたって、何もほかのところ政令になつていないからこのところも政令にしないかならぬという理屈は成り立たぬんじゃないだろうか。むしろ政令の部分をきちんと法律にしていこうかというの方が公明正大になつていいんじゃないかと思ふんですけれども、その辺どうですか。

○政府委員(石塚實君) 私が御説明申し上げました趣旨は、そういったものを定義する場合には、やはりある一つの法体系の中での定義、原子炉等規制法の体系の中での定義ということになりますので、そういう意味では、既に現行政令で核物質の定義がなされている。それを引用した上である範囲あるいはその種類をこの核物質防護の対象としてどういふものが対象となり得るかといふものを特定していくという立法技術上の考えといひまして、現行で既に政令で定められているものを引用して、そのうちのこういうものが対象であるという決め方を法律レベルでやるのはやはりバランス上おかしいのではないかとこのように御説明申し上げたものでございします。

それから、例示として挙げておりますのは、やはり政令でどういふものを定めるのかということ、これを法律のレベルである程度わかるように措置する必要があるということ、例示をしたわけでございまして、その範囲というのは、既に本日御承認をいただきました核物質防護条約の中で明定されておりますので明らかでございします。そういったことで、やはり立法技術上の問題として政令で定めるといふことの方がやはりバランス上適切であるといふふうに考えておるものでございします。

○稲村稔夫君 明定されておるものであればあるほど法律でもきちんと明文化しておくことの方が私は大事だと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(緒方謙二郎君) 立法技術の問題でございしますので私からちよつと御説明をさせていただきますが、先生おっしゃいますような立法論の

考え方もあらうかと思いますが、從來、現在のいろいろな法律体系の条文の書き方を見てまいりますと、このように一方の法律で政令で指定しているもの、基本法で政令事項になっているものをこちらの原子炉等規制法でそれを法律で引いてくるというのにはバランスを失するというのが立法技術的な意味での感覚なんではないかと。そういう意味で、全く立法の形式上の技術論としてこういう形になっておりまして、それでは九つとこの定義のところでも政令で定められるものと書きまして、これは何でも政令で決められるのかということになりますので、そういうことではなくて、おおよそいうものが政令で決められることになるのかというのを限定する意味で例示を示して、「甲、乙、丙その他政令で定めるもの」というような書き方をするのが法律上の政令に委任をする際の形、定石になっているわけでございます。今度も、そういう意味で、純立法技術的な観点から御提案しているような書き方になっているものでござい

のは、超党派的な措置をもちまして、政争の圏外において全国民の協力を得る形をとることが必要なのであります。国民の一部に冷眼視してこれを見る層がいささかもないようには、われわれ政治をあずかる者としては心がけなければならぬ」とか、「政府ないしは政党といしましては、非常なる努力を傾注いたしまして、国民の協力を求める立場がほしい」と思っているのではありませんか。」「というように、これは提案者の一人として当時の中曾根衆議院議員が本院の商工委員会で行われているわけですから、最後に満場一致で附帯決議が附されておりました。」「本法の改廃及附帯決議、関係法の制定、運用に当っては、本法の趣旨並に提案の経過に鑑み、あくまで超党派性を堅持し、国民的協力態勢を確立すべきである。」「というように書かれています。私は、このときに議論をされた経過あるいは附帯決議の趣旨というふうなものを考えていきましたときには、やはり国会で十分に議論をして国民の協力が得られるようにするということがこの原子力基本法をもとにして関係法律の一番大事なことだということ強調されていると思うんです。

この場合を言いましたけれども、私は政令、省令というものはできるだけ少なくして、その辺のところを明確にして議論が十分にできるようにという法律のつくり方をしてもらわなきゃならぬのじゃないかと思う。先ほど私は、不明な点も結構ありますというふうに言いました。例えば組織の問題にしてみても、私のいたいた、今配られたあれでいって、ただその組織を整備することだけでしょう、考え方として出されているのは、組織体制の整備、核物質防護に関する従業員の教育訓練、こういう項目だけしか出てないわけじゃない。僕ら見せられてない。内容は今ちょっと説明があります。それでもまたさらに伺いたいことが出てきますけれどもね。

要するに、議論をするのに非常に大事な部分と、このが、本当は議論をしなきゃならない部分と、これは我々はわからぬということになるんじゃないですか。その辺基本法が制定された経過とか、それから、その議論とか附帯決議とか、そういうものを踏まえてどういうふうにお考えになっているかを聞かせてください。

○政府委員(石塚實忠) 原子力基本法の制定当時のお話でございますけれども、そういった附帯決議がなされているということは私も承知をいたしております。ただ、その原子力基本法につきましても、国会の御審議におきましては、一部の党の反対はあったものの、複数政党の議員立法としてこれは制定されたものというふうには私も承知をいたしております。したがって、同法の可決に際しての附帯決議における「超党派性」という意味でございますが、これはやはり原子力の開発利用に関する政策を広く関係者の理解を求めながら進めていく、そういう趣旨であらうかと理解をしておるわけでございます。これまでの原子炉等規制法の改正、累次にわたってあったかと思

○稲村稔夫君 立法技術というふうないろいろな言われましても、しかし、政令とか府令、省令という形でいろいろ書かれていた場合には、法律の場合には国会審議の対象として審議がございまして議論をされて深められていくということになります。しかし、政令とか府令とか省令ということになりますと、国会審議等の外になるわけでしょう。だから、違ふ言い方をすれば、大事な部分というのは本来政令とか省令とかというものにするべきではない、法律としてきちんとして国会での議論というものを深めなきゃならぬのじゃないか、そういう考え方が私にはあるんです。今度の法案を見てまいりますと、そういうものでは政省令にゆだねられている部分というのが多いだけにその辺が大変気になります。

昭和三十年の十二月十六日に原子力基本法が本院の当時の商工委員会で満場一致で採択をされています。この商工委員会で審議をされたときの議事録を見てまいりますと、「原子力政策」というものは、超党派的な措置をもちまして、政争の圏外において全国民の協力を得る形をとることが必要なのであります。国民の一部に冷眼視してこれを見る層がいささかもないようには、われわれ政治をあずかる者としては心がけなければならぬ」とか、「政府ないしは政党といしましては、非常なる努力を傾注いたしまして、国民の協力を求める立場がほしい」と思っているのではありませんか。」「というように、これは提案者の一人として当時の中曾根衆議院議員が本院の商工委員会で行われているわけですから、最後に満場一致で附帯決議が附されておりました。」「本法の改廃及附帯決議、関係法の制定、運用に当っては、本法の趣旨並に提案の経過に鑑み、あくまで超党派性を堅持し、国民的協力態勢を確立すべきである。」「というように書かれています。私は、このときに議論をされた経過あるいは附帯決議の趣旨というふうなものを考えていきましたときには、やはり国会で十分に議論をして国民の協力が得られるようにするということがこの原子力基本法をもとにして関係法律の一番大事なことだということ強調されていると思うんです。

○稲村稔夫君 防護措置とか防護規定とかいうようなものが、これがやはりいろいろな面で秘密保護というものとかがあつてくるということが言えると思うんです。核ジャック防止という観点から物を考えていけば、みだりに必要のない者を入らせてはいかぬとか見せてはならぬとかいうようなことというのがやっぱり秘密とかかわり出してくるのですよ。というように、かかわり出すから、それだけに私はその運用面においていろいろと重要な部分というものが出てくると思うんです。あると思うんです。ですから、その妥当性についての議論というものをやっぱり国会で十分にやらなきゃいかぬことなんだというふうに思っています。その国会で十分議論をするというためには、政令とか省令ではこういうふうにいたしますというものをある程度もうきちんとつくつていただいて提出をしていただくというのが私は本来のあり方じゃないかというふうに思いますけれども、その点はどうですか。

○政府委員(石塚實忠) ただいま配付させていただきました政令それから府令の案案でございますが、現在それは検討中のものでございまして、そ

れを配付させていただいたものでございますが、そういったものによりまして、私どももいたしましてはなるべく現時点で政令の内容あるいは府令の内容については御説明を十分にさせていただきたいというふうに考えておるわけでございます。ただ、政令とか府令は、現在私どもが説明させていただいておきますそういった案の範囲内で制定させていただくということで御理解承りたいというのが私どもの基本的な立場でございます。

○稲村稔夫君 そういたしますと、さつき申し上げたように、例えば十二条の二、総理府令で定めるといふことになっておるもので、それに「原子力委員会核物質防護専門部会報告書にある次の事項」というようなことで、幾つかのことが並べられておる。それで、昭和五十五年の原子力委員会の専門部会の報告書というものが、そのものところ今一緒に配られましたね、それで「組織体制の整備」というところを見ると、「核物質防護のための組織体制を整備しておくこと」としか書いてないんですよ。それから「従業員の教育訓練」といっても、「従業員に対し、その職務に応じ、核物質防護に関する教育訓練を行うこと」としか書いてないんですよ。そうしたら、ここに書かれているこの程度でどういふふうにして出されてきても、どんな組織が整備されていなきやならぬのかという内容の内容はわからぬわけですね。「従業員に対し、その職務に応じ」と、こうなっているけれども、核物質の防護に関する教育訓練とはどういうことをやるのかということもわからぬのですよ、これだけじゃね。言ってみれば、あなた方から今配られたものを見て、我々はそのものが妥当かどうかということとがわからぬじゃないですか。

○政府委員(石塚實君) 御指摘の組織体制の問題あるいは教育訓練の問題、その項目につきまして、府令でも恐らくそういった程度の規定ぶりにならうかと思ひます。さらにより具体的な内容につきましては、それは扱っておりまして核燃料物質の種類でございましてか量でございましてか、あ

るいはどういった使用施設であるか、そういうケース・バイ・ケースによって変わってくるものでございまして、なかなか一律に基準として明定することは難しいというふうに私も考えておるわけでございまして。このためにやはりそういった問題については核物質防護規定の中で具体的に定めていくというものがこの制度の体系でございまして、具体的に組織体制をどういふふうにするか、具体的な教育訓練はどういふ内容についてどういふ方法でやるか、そういったことにつきましては、事業者がみずから自分の事業所として最も適当であるといったものを考えまして、それを核物質防護規定として事業者が定め、それを主務大臣が認可するという方式になるわけでございまして。したがって、私どももいたしましては、そういった具体的な問題につきましては、防護規定といったものが申請された時点で内容を慎重に審査をいたしまして、妥当であれば認可をしますと、そういう方式になるわけでございまして。

○稲村稔夫君 核物質の防護規定というものの、それじゃそれは自主的につくったもの、何でも自主的につくったものでよろしいというわけじゃないでしょうか。やっぱり規定をつくるに当たってはいろいろと認可ができるという、認可することになつていきますね、届け出る、認可を受けることになつておる。そうすると、認可をするための基準とか条件とかというのがあるわけでしょう。そういうものはどうなるんですか。

○政府委員(石塚實君) 防護規定の内容の基準となるべきもの、防護規定についてはどういふことを定めるべきかというところは府令で定めますけれども、その内容がどうあるべきかということにつきましては、核物質防護上とるべき措置というのが府令で定められることになっておりまして、それに照らしてその事業所にとってそれが適当なものであるかどうかという観点から審査をし、妥当であれば認可をするということかと思ひます。○稲村稔夫君 まだ納得できませんけれども、そのうすると、核物質の防護管理者というのを定めな

ければならないことになっていきますね。その防護管理者はこれはどんな基準で選出されるのですか。

○政府委員(石塚實君) 核物質防護に関する業務を適切に遂行することができ、管理監督的な地位にあるかどうか、それから一定の知識を有する者であるかどうかといった観点から、この管理者として要件を満たしているかどうかという点がそれに照らして考慮されるべきであるというふうに考えておりますが、具体的にはこの業務を適切に遂行することができ、管理監督的な地位にある者として、工場または事業所における特定核燃料物質の防護に関する業務、そういったものを統一的に管理することができ、権限を有する地位にある者であつて、これをもう少し具体的に申し上げますと、個々の工場または事業所の実情によつてこれは異なるものであるというふうに考えられますけれども、例えば小規模な事業所でございますれば工場長とか所長といった立場の方、あるいは大規模な事業所にあつては担当の部長といった人たちがそれに当たるといふふうに私も考えております。

また、「防護の対象となる特定核燃料物質の取扱ひ等について一定の知識」を持つというその「一定の知識」といたしましては、具体的には特定核燃料物質の性質、特定核燃料物質の取り扱いに関する技術的な知識あるいは核物質防護に関する知識、こういったことが考えられますけれども、現実的には前述の要件を備えた地位にある人たちにつきましては、これらの知識に関する要件についても十分にこれを兼ね備えているというふうに私も考えている次第でございます。

○稲村稔夫君 随分細かく聞いて恐縮ですけれども、やっぱり大事なことでございまして、確かなめたいんですが、「一定の知識」ということについては、今伺つていけば、かなり技術的なことも理解できるという、そういう知識のように思ひます。そういったと、必ずしも管理監督という、そ

のこととイコールで重ならない場合があり得る、多くあると思ひますよ。というのは、例えば赴任してから一定の期間それこそ一生懸命勉強してそういう知識を身につけるというふうにならるんではないけれども、そういうふうにはならぬでしようけれども、今までが直接そういう専門的な知識というのは余りなかった人が、例えば管理の面では非常にすぐれているからということで配置されるということだつてあり得る。そうすると、そういう場合には防護管理者にはなれないということですね。

○政府委員(石塚實君) 「一定の知識」と申しまして、別に国家試験で資格を取るかという試験を予定しているわけではございません。ある程度の知識があればよろしいということでございますので、あとはそれぞれの事業所の中において総合的に勘案してその両方の要件を兼ね備えた人を選んでいただくということに現実的にはなるんであらうというふうに思つております。

○稲村稔夫君 私がこんなことを伺ひますのは、先ほどのところへまた戻つていく形になりますけれども、要するに原子力基本法に基づいて、それだとき、民主、公開の原則に従つて物を見て、その内容が例えば防護規定が本当にその自主、民主、公開の原則から外れていないかどうかというやうなことについて一国会が確認をするという機会というのがあるんだらうかというやうなことをやっぱり気にするから伺つておるんですよ。要するにどこかで、政令、省令の中でそういうものがチェックができるというやうなものがあるれば、それはそれで納得できる面もあるんで、それ、その辺はどうなんですか。

○政府委員(石塚實君) 原子力基本法に言う三原則と今回のこの核物質防護の関係でございまして、けれども、今回原子炉等規制法の体系の中で位置づけようとしております核物質防護、これは昭和五十五年の原子力委員会の専門部会報告書において記されておりますとおり、核物質の盗取等による

府としての考え方を持って対処をしてきておられるとは思いますが、しかしその政府の考え方でいかうかという国民的なコンセンサスの観点から物を考えていったときには、視点から物を言ったときには、やっぱり国会での議論というものがある。それが非常に大事なんだというふうに思います。

このように法令にいたしますと、それなら総理府にあるいは通産省令というのはこういうものなんですというものを当然この法案と一緒に提出してもらわなきゃならない問題。そうしなければ内容がわからない部分というのは、極端な物の言い方をして恐縮ですけども、これだけ読んでいったらちん

いるかどうか、そういったチエックにつきましては、やはり原子力委員会といったものは、原子力法基本法によりまして原子力委員会の設置が決められ、その原子力委員会がやはり民主、自主、公開といった原子力の開発利用、推進の三原則といったものについて常にそれをウォッチしているという

係はどうなるかというような問題等は、これはまさに国民全体の問題として国会で論議すべき問題だと思ふんですよね。だから、それだけに内容が明らかにされなければ困るから、政省令についての細かいことを一緒に教えてもらわなきゃならぬという主張になつてゐるんです。この点をどうお

考えになりますか。

○政府委員(石塚實君) 政省令は目下なお私も検討中の段階でございまして、本日お配りできたものにつきましては、それはあくまで科学技術庁の内部で検討中のものでございまして。政令は各省庁一本でございまして、省令、府令となりまして、通商産業省令あるいは運輸省令といった他の省庁の所管の省府令もございまして、それはやはりその法律が御審議され、それが法律としてそれでよろしいという御裁断を国会から得ました後でそういった政府令というものが形を整えていくというのではないかと思う次第でございまして。

私どもは現在検討中のものをとりあえず御参考までに御要望に応じまして先生に御提出し、また本日は他の先生方にも御参考までに、委員会からの御要望はございましてしたけれども、配付させていただきますということでもございまして、私どもはなるべくこの段階で法律の御審議の参考にしていただくという趣旨で御説明を鋭意させていただきます。何とぞその点を御理解を賜りたいと思います。

○稲村稔夫君 それではちょっと別の角度から伺いましょう。

法律ができた後、その後で政省令というのは最終的にきちんとつくりまして、こういってお話です。そうすると、私はこれは結構大事な問題が含まれているというふうに思われますからそういう要望になるんですけれども、その政省令はできたら国会に報告をしていただけますか、本委員会に報告をしていただけますか。

○政府委員(石塚實君) 先ほども申し述べたとおりでございまして、繰り返し申し上げるようでごさいますけれども、その枠組みあるいは考え方、そういったものにつきましては十分御説明をここでさせていただきますつもりでございまして。そしてその政府令といったもの、そういった範囲内で今後制定させていただきますということでございまして、御理解を賜りたいと思うのでございまして。

が、将来につきましては、御要望があれば、形式はともかくといたしまして、御説明するにはやぶさかではございませんので、その時点で御相談をさせていただきますかと思っております。

○稲村稔夫君 審議のときに内容が十分、枠組みについても出されたといつてもやぶばやいという心配のところもありましてから詳しく知りたいというのを申し上げていく部分があるわけですが、それだけに枠組みについても一緒に申し上げるが本来じやないですかというふうに私は申し上げました。ですから、要求があればというような話よりも、これは当然出していただきたい、そう思うんですけれども、出していただけるんですか、もう一度念押しをいたします。要望があればというのじやない。というのは、いつできるのかそれも僕らわかりませんが、できた時点で私たちがもたえますか。

○政府委員(石塚實君) 現在検討中のものでもございますが、成案が整いました時点で御説明するために御相談をさせていただきますかと思っております。

○稲村稔夫君 委員長に要望いたしますが、それぞれ所業があつてそうなっているんだと思えますけれども、法案の審議でありますので、やはり定足数には達していなければいけないのじやないかと思ひます。他の委員会では定足数に欠けると審議しないという慣例になっているところもあるようでありまして、その辺は委員長のお計らいをひとつよろしくお願いいたします。

○委員長(飯田忠雄君) はい。

○稲村稔夫君 そこで質疑を続けさせていただきます。

私が今特にいろいろと心配をしておりますのは、そうした防護ということを理由にいたしました基本的な権利や学問の自由や研究の自由ということが大きな制約を受けてはならない、こういうことがやはりあるものですから、その辺がどうなるかということに気がしながら、かなりしつこく掘りあぐり聞いているということになりますので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

ます。

そこで、例えば原研とか大学、そういった試験研究機関の施設、研究施設、そういうものはこの法律でいくとどの部分になるんでしょうか。それぞれ製錬事業者とかあるいは加工業者とか廃棄業者とかという指定をしながら同じような内容のものに特別に書いてあります。そういう試験研究機関というのはどこに入るんでしょうか。

○政府委員(石塚實君) 原子炉等規制法におきましては、その規制を行うに当たりましてこれを各種の分野に区分をいたしております。それぞれその分野ごとに一連の所要の規制を行うという体系になっております。

具体的には、ただいま先生御指摘のとおり、まず製錬事業というのがございまして、それから加工事業、それから原子炉の設置、運転等、それから四番目に再処理の事業、五番目に廃棄事業、六番目に核燃料物質等の使用という、そういったカテゴリーに分けてございまして、それぞれの分野ごとに規制を行うものでございまして。

したがって、研究所あるいは大学といったようなそういう組織ごとの区分というのは法制上行われておりません。

そういった観点から御説明いたしますと、現在原研につきましては、原子炉設置者ということでございまして、一方核燃料物質の使用として、また大学につきましては、原子炉設置者の性格を持つていて大学もございまして、核燃料物質の使用として規制を受けている大学もございまして、あるいは両方の規制を受けている大学もございまして。

○稲村稔夫君 この防護規定というもので特にこういう試験研究機関のことを伺いましたのは、特にそれが学術的な発表であるとかそういうものと微妙にかかわってくるような場合というものが試験研究関係では出てくるのではないだろうか。その辺が大分気になるものですから、要するに学問の

自由、研究の自由というようなものをこの防護規定が制約するような形になったんでは困る、こういうことになるわけですから、しかし防護という観点からいって、その辺がやっぱり制約を受ける部分があるんじゃないだろうか、そういうことが気にもなるんですけれども、どうですか。

○政府委員(石塚實君) 核物質の防護のための措置、これは基本的に核物質の盗取等の不法な行為からこれを守ることには限定されるものでございまして、核物質防護、これは英語ではP、F、I、J、C、A、P、R、O、T、E、C、T、I、O、N、と呼んでおられます。その名の示すとおり、あくまでもハード面の措置というものが基本でございまして。さらにこれをより万全なものとするために、人の出入り管理等についてあわせて行うという、そういう性格のものでございまして。

また、今回の法改正によりまして事業者には義務づけようとしております核物質防護のための措置の内容、これは再三申し上げておりますとおり、原子力委員会が決めました事実上はおおむね事業者によって既に講じられているそういう措置でございまして、事業者等においてこれまで特段の問題なく受け入れられているものでございまして。今後こういった内容を規則として基準化する際には、先ほども申し上げておりますとおり、原子力委員会の意見を十分に尊重しながらこれを制定していくということになってございまして、核物質防護措置の実施というものが研究者の自主性でございまして、あるいは研究の自由、そういったものを損なうという御懸念はないのではないかと、そういうものではないかというふうに私も考えております。

このように今回の法改正は決して研究の自由、そういったものを侵すというような性格のものでございまして、それで、その運用に当たりまして、私も、私ども十分事業者を指導いたしまして、この点につきましては万遺漏なきを期す所存でございまして。

○稲村稔夫君 私は特に運用の面で間違いない

ようにということをして特に留意をしていただきたい
ということがあります。ぜひお願いをしたい。そ
の点は留意をしていただきたいと思ひます。

それからもう一つ伺つておきたいのは、従業員
の労働三権を制約するようなことがあつてもなら
ないと思ふんですが、その点も指導としてはきち
んとされるんでしょうか。

○政府委員(石塚眞君) ただいまの研究の自由の
確保といひますか、自主性の確保と同じように、
この労働三権といひますか、こういったものに對
する影響といひますか、そういったものにつきま
しても、このP.P.核物質防護といふものによつ
ていささかもそれが侵害される心配はないとい
ふに私も考えているわけでございまして、こ
の核物質防護といひますものは、先ほど申し上げ
ましたとおり、人の管理といふものを主たる目的
とするものではございませぬし、いわんや従業
者の労働三権、そういったものに對してそれを拘束
するとか侵害されるということにはならないであ
らうといふに私も私も考えておりますし、また
そういう運用がなされますように、それが問題と
なるようなことがないように私も私も指導してま
いりたいといふに考えております。

○稲村稔夫君 まだ伺ひたいことが随分あつた
んですが、ついつい変なところでもしつこく聞い
ちやつたので時間をとつてしまいました。

そこで、あと一つだけこの法令の内容で聞い
ておきたいと思ひますのは、例えば十一條の三の
一番後ろの方に「特定核燃料物質の防護上必要
な設備及び装置の整備及び点検その他の特定核
燃料物質の防護のために必要な措置」と、「その
他」といふうになつておりますけれども、その「
その他」とは何だろうか。これは一項の方です
ね。

それから二項の方で、これも後ろの方で「特
定核燃料物質の取扱方法は正その他特定核燃料
物質の防護のために必要な措置」と、「その他」の
必要な措置といふのはどんなことなんだろう
か。

あるいは十二條の二の三で「内閣総理大臣及
通商産業大臣は、特定核燃料物質の防護のため
に

要があると認めるときは、云々といふうにな
つていまして、この「必要があると認める」と
いふのはどんなことを想定しておられるのか。

政省令でわからぬ部分があるといふことを申
上げましたけれども、こういうふうな「その他」
か、「必要があると認める」といふような部分とい
うのはどういふことをお考えになつてゐるのか、
それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(緒方謙二郎君) まず最初の御指摘の
十一條の三の第一項、「特定核燃料物質の防護の
ために必要な措置」について「その他」の部分で
ございまして、先ほど局長の方から御説明して
おりますように、一連のこの府省令と申しますのは、
昭和五十五年の原子力委員会核物質防護専門部
会の報告書に示された「事業者等の措置すべき核
物質防護の要件」、お手元にお配りした資料の後
ろの方でございまして、それについておりますもの
を府省令の形で整理をして正式に書いていく、こ
ういふ考え方でございまして、したがって、そ
の中の後ろの方を見ていただきますと対応する条
文がございまして、法律で今先生がお読みにな
りましたものが例示として挙げたものでござい
まして、「その他」といふのは、したがって引き算を
した残りのものになります。条文で例示されてい
ないものとしては、後ろの方を見ていただきます
と、例えば、連絡通報体制の整備であるとか、核
物質防護の詳細に係る情報の管理であるとか、緊
急時における対応体制の確立であるとか、核物質
防護のための組織体制の整備であるとか、核物
質防護に関する従業員の教育訓練といふような
ものが例示としては挙がっていない。したがつて、
「その他」のものとして府省令で定める、こ
ういふこと
になります。

二番目の御指摘の十一條の三の二項の是正
措置等の具体的な内容でございまして、是正措
置と申しますのは、今御説明をしました第一項
の方で府省令で基準が決まっておりますので、
事業者等が守るべき措置が決まっております
ので、事業者がそれに合わないときに合わせろ
とい

う指示、命令をするわけでありまして、基本
的に先ほど申し上げたものと同じものになる
わけでありまして、事業者が守るべきものを
守っていないときに、それを守れといふことを
言うといふこと
でございます。ただ、書き方が若干違つて
おりますので、今例示で挙がっていないもの
としては、例えば侵入警報系統の確立・維持
であるとか、緊急時における対応体制の確
立といふようなことがこの是正措置の命令
として「その他」の中に入つてくることにな
らうかと思ひます。くだいようですが、い
ずれも原子力委員会の専門部会の報告書に
ある中身でございまして、それから三番目
の御指摘の十二條の二の三項、これは核物
質防護規定の変更を命ずることができると
いふものでございまして、どういふ場合に
変更を命ずることができるか、こ
ういふことの御質問であります。

御説明申し上げましたように、それぞれの事
業者が各施設に一番具体的にフィットする核
物質防護規定といふものを制定して主務大
臣の認可をまず受けるわけにございまして、
その受けた後で、核物質防護規定と実情と
が合致するようになってしまつたときにこの
変更を命ずることができるわけにござい
ます。どういふ場合が考えられるかといふ
ことですが、典型的な例としては、例えば、
認可を受けた後で施設が増設その他によつ
て変更される、あるいは取り扱つてゐる特
定核燃料物質の種類とか方法が変わつてし
まうといふようなことが考えられるかと思
ひます。こ
ういふ場合には十二條の二の一項で変更の
認可申請といふのをしなさいといふことにな
つておりますが、仮に事業者がそれを怠つ
た場合、実情と規定が合致しなくなつたか
ら、こ
ういふ場合には実情に合うように合わせろ
といふことを、事業者が申請してこないと
いうことを、主務大臣が言うことができる。こ
ういふ規定でございまして、基準を事業者
が決めて、その後合致しなくなつたときに
主務大臣が変更を命ずることができるとい
ふのは、現行の法体系の中

で保安規定について、これは放射線障害の防
止のための保安でございまして、保安規定
について全く同様の制度が既につくられ運
用されてゐるところでございまして。

○稲村稔夫君 もう時間がなくなりましたので、
やむを得ませんので、最後に長官に伺つて
私の質問を終わりたいといふに思つてお
りますが、長官は過日閣議で、我が国の反
原発の運動といふのが高まつてゐるとい
ふのに懸念を表明された。そしてまた、閣
議ではそれに対処する方針を何か相談を
されたといふようなことが新聞で伝えら
れております。

私は、ちよつと意見を申し上げた後で最後
に長官の御見解をいただきたいんでありま
すけれども、何日だったか覚えていないん
ですが、たしか十チャンネルだったと思ひ
ます。テレビ朝日の特集として、アメリカ
の原発会社が周辺の住民に事故が起つた
ときにこ
う対応しないといふかなり詳しいマニ
ュアルを配布してゐるというやうなことが
報道された。私はそれを見て、その報道
はそれを劇化してゐたわけでありま
すけれども、軍事機密といふことでは
大々的ではないけれども、むしろ原発に
ついての安全性といふことは、むしろ
前提にして、万が一のときにはこ
う対処しな
いといふやうなことをきかんとし
てゐるというところに改めてい
うと考へさせられたといふこと
なんでありま
す。

我が国の場合は、逆にそうした点では安全
性の方がかなり強調されてゐまして、我が
国では安全なんだといふやうなことが強
調されてゐて、だから、意外に知られて
いない面といふのが結構あるといふ
ふうに思ふんです。そのことがや
つぱり反原発運動といふものにいろ
んな面で影響してゐるといふ
ふうに思ひます。違ふ言ひ方を
いたしま
すと、その反原発の運動といふのが
逆に原発の安全性といふものに影
響してゐる。反原発運動があるから
やつぱり安全性といふのを常に
気にしな

るからやつぱり安全性といふのを常に
気にしな

これと、今度のこの問題とどう関係するかといったら、私はやっぱり核ジャックは、これはもう何としても防がなきゃならない、そう思うんですけれども、しかし同時に、核ジャックを恐れて、そのために原子力というものについていろいろと神経質になって、エコロジストだとかいろいろといますけれども、そういう運動に対して逆に抑圧の口実みたいなことになってしまつてはこれはいけません。ないんではないだろうか、そんなふうにも思うんです。

そういうふうを考えていくと、この間長官が閣議で反原発の運動の高まりというのに懸念を表明されたということにちよつと私は逆に懸念を持つたわけなんです、その辺の御見解と、そして確認ということで恐縮でありますけれども、核ジャックを恐れる余りに逆に秘密主義にならないように、ということをぜひ約束していただきたい、そう思ふんですけれども、いかがでございましょうか。

○國務大臣(伊藤榮一郎君) 閣議での発言でござ
いますけれども、先ほど来後藤先生も御指摘のと
おり、我が国の原子力の発電は三〇%近くになっ
ておるわけでございまして、我が国の基軸エネル
ギーとしての地位を高めておりまして、その原子
力発電あるいは原子力について反対の運動が高
まってきた、我々の説明の不足あるいはまた接触
の不足等によって無用の不安なり心配を国民に与
えることは必ずしも国全体として得策ではない。
もちろん、今お話しのとおり、原子力の平和利用
に徹して自主、民主、公開という三原則をしっか
り守り抜く。さらにまた、安全性の確保について
も、これまた先ほど来御指摘のとおり、私自身も
この委員会でも申し上げたと思うんですけれど
も、科学技術、とりわけ原子力についてはもうあ
つものに懲りてなますを吹くというぐらいの愚直
な態度を貫くべきだという考え方で進まねばなら

また、核ジャックを理由にして情報についての非公開に性急になるというようなことは避けな

きやならぬということも全くそのとおりでございますが、ここまで三〇％にもなっておる原子力発電について、国民の皆様方、特に今回の動きを見ますと、主婦の方々にそういう不安が広まっているようでございますので、内閣全体挙げて、科学技術庁だけあるいは通産省だけでやってもこういう方々の不安を取り除くことはできないので、内閣全体として誠意を持って、P.A.といいますか、原子力発電というものを国民的なコンセンサスのもとに、あるいはまた社会的な受容のもとに、国の基軸エネルギーとしてなお一層定着をさせてい

ただきたい、そういう気持ちから発言したわけでごいまして、御指摘の情報の非公開、あるいはまた原子力の三原則をいささかでも損なうというふうなことは露ほどもございませんで、これはかたく誓えということでございますから、まさに私もこの場ではつきりと原子力平和利用の三原則を損なうあるいは情報の非公開に性急になるというふうなことは絶対に避けるということとはここで心からお誓いを申し上げて、これからの原子力行政の健全な進展のために、この法案の御審議等を通じましての御意見を十分踏まえながら進ませていただきたい、このように考えております。

○委員長(飯田忠雄君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(飯田忠雄君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の審議のため、来る十八日の委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（飯田忠雄君） 御異議ないと認めます。

なお、参考人の人選につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござ

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（飯田忠雄君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十二分散會

[illegible]